

第六十九回 帝國議會衆議院 所得稅法中改正法律案外十七件委員會議錄(速記)第八回

委員長 藤 勝	正憲君	會 議	昭和十七年一月三十一日(土曜日)午前十時
理事大石	倫治君	豐田 收君	山本 芳治君
理事河野	密君	川崎 克君	森田 福市君
石坂	養平君	青木 作雄君	田川 大吉郎君
宇賀	四郎君	佐竹 晴記君	加藤 鮑一君
小高長三郎君	岡本實太郎君	内務書記官 小林 千秋君	本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
村上紋四郎君	森 肇君	大藏省主税局長 松隈 秀雄君	所得稅法中改正法律案(政府提出)
金澤 正雄君	藤本 捨助君	大藏書記官 深澤 家治君	法人稅法中改正法律案(政府提出)
篠原 陸朗君	立川 平君	大藏書記官 池田 勇人君	所得稅法人稅内外地關涉法中改正法律案(政府提出)
		大藏書記官 平田敬一郎君	(政府提出)
		廣告稅法案(政府提出)	相續稅法中改正法律案(政府提出)
		馬券稅法案(政府提出)	織物消費稅法中改正法律案(政府提出)
		印紙稅法中改正法律案(政府提出)	物品稅法中改正法律案(政府提出)
		電氣瓦斯稅法案(政府提出)	鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)
		臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)	所得稅法人稅內外地關涉法中改正法律案(政府提出)
		臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)	利得稅法中改正法律案(政府提出)
		臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)
		國庫出納金端數計算法中改正法律案(政府提出)	特別法人稅法中改正法律案(政府提出)
		國庫出納金端數計算法中改正法律案(政府提出)	印紙稅法中改正法律案(政府提出)
		戰時災害國稅減免法案(政府提出)	第三三號
		戰時災害國稅減免法案(政府提出)	第三四號
		戰時災害國稅減免法案(政府提出)	第三五號
		特殊法人稅法中改正法律案(政府提出)	第三六號
		營業稅法中改正法律案(政府提出)	第三七號
		臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
		國庫出納金端數計算法中改正法律案(政府提出)	
		戰時災害國稅減免法案(政府提出)	
		所得稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律案(政府提出)	
		地方分與稅法中改正法律案(政府提出)	
○勝委員長	是ヨリ會議ヲ開キマス——田川大吉郎君	○田川委員 私ハ大藏省並ニ内務省ノ政府委員ニ對シテ御尋ネ致シタインデアリマス、	

但シ部分的ノコトニハ入ラナイ積リデアリ  
マス、總括的ニ全體ニ關スル御尋ネヲシテ  
見タイト思ヒマス、既ニ同僚諸君ノ熱心ナ  
ル御質問竝ニソレニ對スル政府委員ノ明快  
ナル、或ハ詳密ニ過ギルト思ハレル程ノ御  
答辯ニ依ツテ凡ソ分リマシタ、サリナガラ  
尙ホ念ヲ押シテ私ノ氣掛リノ點ヲ確カメテ  
置キタイト思フノデアリマス、若シ其ノ中  
ニ既ニ同僚諸君ノ質問セラレタ部分ガアリ、  
尙ホ念ヲ押シテ私ノ氣掛リノ點ヲ確カメテ  
重複ニ瓦リマス場合ニ於テハ、ドウゾ委員  
長ヨリ私ニ御注意下サルコトヲ希望致シテ  
置キマス、段々伺ヒマシタ所ニ依ツテ、本  
問題ニ對スル質問竝ニ意見ノ焦點ハ、國民  
貯蓄ノ蓄積ニアルカト存ジマス、本年度ニ  
於ケル國民貯蓄ノ總額ヲ約二百二十億圓ト  
期待シテオイデニナル、私ノ間ヒタインハ  
ソレデ宜イノデアリマスカ、即チソレハモ  
ウト增加ヲ必要トスル事情ガ迫リツツアル  
ノデハアリマセスカ、故ニ今年度内ニ於テ  
モモツト増加ヲ必要トスル事情ガ迫ルデア  
ラウト云フ御懸念ヲ政府ハ御持チニナツテ  
居ラレマセヌカト云フコトヲ第一ノ御問ヒ  
ト致シタインデアリマス

○田川委員 其ノ生産擴充資金ノ必要額デアリマスガ、ソレヲ六十億圓ト見積ツテオイデニナル、ソレハ昨年度ト同程度デアリマスト仰セニナル、其ノ昨年度ト同程度ト云フコトガ當然ノ推測デアリマセウカ、昨年度ニ比べマシテハ寧ロ増加スル必要ガアルト考フベキデハアリスマイカ、ソレ故ニ私ハ他ノ點ハ姑ク措キマシテ、二百二十億ト云フ推算ガ内輪ニ過ギテハ居ナイカ、モット大膽ニ此ノ場合計畫ヲ立テラルベキモノデハナイカト云フ疑ヒヲ持ツノデアリマス、ソコデ其ノ生産擴充必要額デアリマスガ、ドウデゴザイマセウ、六十億ニシテ足レリト見ルベキモノデアリマセウカ

○松隈政府委員 生産力擴充計畫ニ何程ノ金ヲ要スペキヤト云フ計算ハ、國家資金計畫ガ確立スレバ、自然ト判明シテ參ルノデアリマスガ、實ハ本年度ニ於ケル國家資金計畫、詰リ資金ノ蓄積カラ推シマシタ所ノ資金增加ヲ、需要ニ如何ニ按配スルカト云フコトノ計畫ガ、マダ具體的ノ數字ヲ以テ申上ゲルマデニ出來上ツテ居リマセヌ、ソコデ少クトモ生産擴充計畫ハ前年ノ六十億ヲ下ルコトハアルマイ、一方國民財蓄目標ヲ或ル程度示サナケレバナラナイ關係上、先程モ申上ゲマシタヤウニ、最低六十億ノ生産擴充資金ヲ要スルモノト見テ、ソレヲ公債消化ニ要スル資金ト合セテ一應二百亿十億トシタヤウナ次第アリマス、御話ノヤウニ、我ガ國ノ南方發展、最近ノ經濟諸情勢ニ依リマシテ生産擴充資金ハ増シテ參ルダラウト思ヒマス、其ノ場合ニ於テ必要アリマスレバ、貯蓄目標ニ付テ更ニ改訂

ヲ行フト云フヤウナコトガアリ得ルト思ツテ居リマス  
○田川委員 政府ノ御考へハ、只今ノ如キ御答辯ニ依ツテ段々分ツテ參リマシタ、私ハ二百二十億デハ足リナイ、必然ニ増加スルト豫想シテ居ルモノデアリマス、之ヲ押シテ御尋ネ致シマシタノハ、前日ノ大藏大臣ノ御答辯ノ中ニ、二百二十億圓ノ蓄積ガ可能力可能デナイカニ依ツテ國運ノ盛衰風雲が決スルト云フコトヲ仰セニナリマシタ、ソレ故ニ私ハ其ノ二百二十億圓ト云フ大藏大臣ノ押ヘ方ニ懸念ヲ抱イタノデアリ、二百二十億ノ蓄積ガ可能力不可能力ニ依ツテ國運ノ盛衰浮沈ガ決スルト仰セニナツタ點ニ懸念ヲ抱クノデアリマス、サウ云フ竇味デ此ノ間ヒヲ起シタノデアリマス  
第三トシテ、其ノ二百二十億圓ノ蓄積ヲ可能ナリト豫想セラレル根據ハ何處ニアリマスカ、ソレハ前年ノ例モアル、其ノ前年ノ例モ確實ナル根據ニナルトハ思ヒマスクレドモ、將來ニ關シテ御見込ヲ御立テナサル場合ニ於テハ、郵便貯金トカ銀行預金その他ノ預金ノ趨勢等ヲ御調査ノ上ニソレニ基イテ是ダケノ蓄積ハ可能デアルト云フ御意見ヲ御立テニナツタモノデアラウト思フ、其ノ根據ヲ御示シ下サルコトガ出來マスナラバドウゾ……  
○勝委員長 田川君ニ申上ゲマスガ、重要事項質問デハアリマスケレドモ、増稅案ニハ大分縁遠イ御質問デアリマスカラ餘リ深入リヲナサラナイヤウニ希望致シマストヲ仰ツシヤツタト致シマスレバ、ソレハ

戰時下ニ於キマシテ國トシテ必要ナ資金ノ  
蓄積ガ旨ク行カナイト云フコトニナリマス  
ト、戰時下ノ各種政策ノ運營ニ非常ニ支障  
ヲ來ス、斯ウ云フ點ニ重點ヲ置カレタノデ  
アルカ、或ハ二百二十億ハ最低デアツチ、  
ソレ以上ニ必要デアルカト云フコトハ、先  
程モ御話シマシタ國家資金計畫ノ具體的確  
定ヲ俟チマスレバ自ラ判明スルコトダツ思  
ヒマス、ソレカラ二百二十億ノ貯蓄ト云フ  
モノガ可能デアルカドウカ、可能トスレバ  
ドウ云フ點カラ根據付ケラレルノカト云フ  
質問テアリマスルガ、是ハ中々具體的ニ申  
上ゲルコトハ困難ナノデアリマスルガ、只  
今モ御話ノアリマシタヤウニ、從來ノ貯蓄ノ  
成績カラモ推測ガ出來マスシ、郵便貯金銀  
行預金ノ増加、株式資金ノ集リ方ト云ツタヤ  
ウナモノカラ想像スルコトモ出來ルノデア  
リマスルガ、昨日モ豫算總會ニ於キマシテ  
大藏大臣ハ大體此ノヤウナ觀察ヲ下シテ居  
ラレタノデアリマス、ソレハ昭和十七年ニ  
於ケル國民所得ト云フモノヲドノ位ニ見ル  
ノカ、ソレカラ其ノ國民所得ノ中國民ノ生  
活ニ當テラレル部分ヲ幾ラ位ト見ルカ、斯  
ウ云フヤウナ質問ニ對シテハ大體大藏大臣  
ハ、昭和十七年ノ國民所得ハ、推算デハア  
ルケレドモ四百五十億圓見當ト見ルコトガ  
出來ル、其ノ場合ニ於テ公債消化及ビ生産  
擴充資金トシテ少クトモ二百二十億圓ヲ要  
スル、其ノ他ニ大體稅金ト、稅金のナ負擔  
ト考ヘルト、七十億乃至八十億圓位ニ達ス  
ル、是デ約三百億圓デアリマスルカラ、殘  
リノ百五十億圓位ガ大體國民ノ生活方面ニ  
使ハレル金デアルト思ノ、百五十億圓程度

ノ國民生活ヲ除ケテ置クコトガ出來ルトス  
ルナラバ、二百二十億ノ貯蓄ト各種ノ税金  
及ビ税金的負擔モ賄ヘルト思フカラシテ、  
其ノ意味ニ於テ國民生活ヲ著シク壓迫スル  
ト云フヤウナ虞モナイト思フシ、又二百二  
十億ノ資金ノ蓄積モ大體ニ於テ可能ト思ハ  
レル、斯ウ云フヤウナ極ク粗イ推算デハア  
リマスルケレドモ、ソレヲ述ベラレテ居リ  
マスルノデ、茲ニ御傳ヘスルヤウナ次第デ  
アリマス

○田川委員 國民所得ノ總額ヲ四百五十億  
圓ト豫算總會ニ於テ大臣ガ御説明ニナラレ  
マシタコトハ、御意見ガ略、其ノ通りニ決定  
セラレタモノト思ヒマス、此ノ委員會ニ於  
テノ御説明ハ、四百億以上、或ハ四百五十  
億アルカ、記憶ニ依リマスレバ四百二十  
億程度ト御述ベニナツタ所モアルヤウデア  
リマス、其ノ四百二十億、四百五十億ヲ標  
準トシテ考ヘマシテ、二百二十億ノ國民貯  
蓄ノ割合ハ、丁度國民所得ニ對スル二ト一  
トノ割合ニナルノデアリマス、近年ノ日本  
ハ「ドイツ」ノ例ヲ多ク参考トセラレルヤウ  
デアリマス、サウシテ「ドイツ」ノ豫算其ノ  
他ノ計算ハ、明確ニハ分リマセヌケレドモ、  
今日マデノ間ニ發表セラレタモノニ依リマ  
スレバ、彼等ノ所得ト國民所得トノ割合ハ  
二ト一ノ割合ニ達シテ居ナイ、三ト一ニモ  
達シテ居ナイ、私ノ得テ居リマス資料ニ依  
リマスレバ、實ニ二割ニモ達シテ居ナイヤ  
ウナ割合ニ見ルノデアリマスガ、政府ノ御  
調査ニ依リマスレバ、「ドイツ」ノソレ等ノ  
割合ハ既ニ二割以上ニモ、三割ニモ四割程  
度ニモ達シテ居ルモノニアリマセウカ、海  
外ノコトデアリマスガ、一つ參考トシテ承  
リタイモノダト思ヒマス

○松隈政府委員 「ドイツ」ガ國民所得ノ何  
カラ別ノ方面カラ一ツ御話ヲ致シテ見タイ  
正確サニ於テソニ多少割引シナケレバナ  
ラヌコトハ御諒承願ヒタインデアリマスガ、  
昭和十六年度トシテ「ドイツ」ハ歲出總額ガ  
國民所得ノ七八%位ニナツテ居ルト云フヤ  
ウナ計算モ出テ居リマス、別ノ方面カラノ報  
告ニ依リマシテモ、大體「ドイツ」ハ今度ノ大  
戰ノ爲ニ國民所得ノ八割程度ノモノヲ消費  
シテ居ル、サウスルト國民所得ト云フモノ  
ハ二〇%シカ手ニ残ラナイ、二〇%ノ國民  
所得デハ國民ガ暮セル筈ガナイ、ソコデ推  
算スルモノハ、ヤハリ「ドイツ」ハドウジテモ  
國民所得ノ四〇%位ノモノデ切詰メタ生活  
ヲシテ居ルノデアル、サウナルトアノ不足  
ノ二〇%ト云フモノハ舊來ノ蓄積ヲ食ツテ  
居ル、デアルカラ今年ノ新シク生ジタ國民  
所得ヲ以テ戰費ヲ支辨シ、生活モ支辨スル  
ト云フ程ノ餘裕ハ、ドウモ示シテ居ラナイ  
ヤウニ見エル、斯ウ云フヤウナ觀察ガ下サ  
レテ居リマスルガ、何分海外ノコトデアリ  
マシテ、サウシテ資料モ得ニクイシ、又發  
表モ致シテ居ラナイ部部分ガアリマスルカラ、  
一應ノ推測的ナ數字ニ過ギナイノデアリマ  
ス

○田川委員 有難ウゴザイマシタ、私ノ只  
今マデ得テ居リマス資料ニ比べマスレバ格  
段ニ相違シタ新シイ御報告デアリマシタ、  
セウシテ私モ自分ノ得テ居ル資料モ確實ト  
思ヒマス、之ニ反シマシテ普通銀行ノ方  
ハ貸出ニ使ヒマスル金額モ相當ゴザイマスシ、  
スル國債消化ノ目標ト致シマシテハ、國債  
ノ民衆化ヲ圖ルト云フコトハ勿論疎カニ  
スペキコトデハアリマセス、仍テ政府ト致  
體ノ傾向カラ申シマスト、我ガ國ニ於テ國  
債ガ民衆ニ直接消化サレテ、民衆ノ手持ニ  
ナツテ居ル割合ハ比較的多クナイノデアリ  
マシテ、隨テ國債ノ消化トシテハ、金融機

情勢デアリマスカラ分リマセヌガ、私ノ得  
タ材料ニ依リマスレバ前申上ゲタヤウナ割  
合ニナツテ居ル、ダカラサウ云フ行キ方モ  
アリ得ルモノダト考ヘテ居タノデアリマス、  
重ネテ御禮ヲ申上ゲテ次ノ問ヒニ移リマス  
ガ、日本ノ有力ナル銀行ニ於ケル預金ト其  
ノ銀行ノ消化シタ國債ノ比例ハドンナ割  
合ニナツテ居ルモノデアリマセウカ、而シ  
テ其ノ將來ハ更ニドンナ風ニ進ミ行クモノ  
デアラウト豫想シテオイデニナラレルノデ  
アリマセウカ

○松隈政府委員 銀行ノ集ヌマシタ資金ノ  
集積ト、其ノ資金ヲ國債消化ニ如何ニ用ヒ  
タカト云フ數字デアリマスガ、是ハ銀行局  
若クハ理財局ノ政府委員カラ御話申上ゲル  
ノガ正確デアルト思ヒマスガ、私ノ大體ノ  
記憶デ今御答ヘ致シマスレバ、御承知ノヤ  
ウニ、貯蓄銀行ハ普通銀行ニ比シマシテ國  
債ノ持ツ割合ガ非常ニ多クナツテ居リマス、  
隨ヒマシテ貯蓄銀行ニ於キマシテハ集ヌマ  
シタ預金ヲ以テ國債ヲ持ツテ居ル割合ハ六  
割五分、或ハソレヨリモ少シ上位ニナルカ  
ト思ヒマス、之ニ反シマシテ普通銀行ノ方  
ハ貸出ニ使ヒマスル金額モ相當ゴザイマスシ、  
ソレカラ次ノ問ヒニ移リマスガ、今後モ  
更ニ増稅セラレルコトガアル、次ノ增稅、  
次々ノ增稅ト云フコトガ必至デアラウト  
仰セニナリマシタ、ソレハ其ノ筈デアルト  
覺悟シテ居ルノデアリマス、此ノ關係ニ於  
テ稅收入ト借入金トノ割合ノ問題ガ本委員  
會ノ一つノ問題ニナツタヤウデアリマス、  
サウシテ政府ハ何モ「イギリス」ヲ手本トナサ  
レル時デハナイ、彼ノ國ニハ彼ノ國ノ事情  
ガアリ、日本ニハ日本ノ事情ガアツテ日本  
獨特ノ行キ方ヲシヨウトシテオイデニナル  
コトハ明白デアリマスガ、ソレニモ拘ラ  
ズ「イギリス」ガ稅收入ヲ以テ總收入ノ約四  
割ノ標準ニ立テ居ルコトヲ、我ガ政府モ  
亦成ベクソレニ近付キタイト考ヘテ居ラレ  
ルヤウニ承リマシタ、ソレハ私ノ承リ損ジ  
デハナカツタラウト思ヒマス、私ノ感ジヲ

率直ニ申上ゲマスレバ、斯クノ如キ期待ヲ抱イテ計畫シツアラレマスト云フコトガ寧ロ意外デアリマシタ、斯クノ如キモノハ何モ一定ノ標準ハナイト仰セニナリマシタ所ニ眞理ガアル、決シテ「イギリス」ガ所謂健全財政ノ方針ヲ執ツテ四割程度ノ稅收入ヲ用ヒテ居リマシテモ、「ドイツ」ノハ遙カニソレ以下デアリマス、遙カニソレ以下デアルカラ「ドイツ」ノ方針ハ不健全ノ方針デアルト言フノハ當ラナイ、ソレデモ宜イト思フヘデアリマス、サウシテ茲ニ日本銀行法ノ改正案、寧ロ革命的改正案ノ御提案ニナリマシタヤウナ所カラ考ヘマスレバ、私ハ政府ガ若シ参考ヲ求ムレバ、「ドイツ」ニ求メテ「イギリス」ニ求メナイト云フ方針ヲ持ツテオイデニナルノデアラウト推測シテ居タノデアリマス、隨テ茲ニ四割ヲ成ベクソレニ近付ケタイ標準トシテ居ルト云フ如キ御説明ノアリマシタコトニ對シテハ意外ノ感ヲ抱キマシタ、アノ日本銀行ノ改正案ヲ提出セラレタガ如キ御方針カラ案ジマスレバ、其ノ「イギリス」流ノ所謂健全政策ニ近付キタイト云フ如キハ既ニ一擲セラレテ居テ、サウデナシ若シ依然四割程度ト仰セニナツタコトガアレバ、今日ニ於テハソレヲ改メテ、サウ云フ方針ハ餘リ期待シテ居ナイノダト云フ御説明ヲ下サレルモノト待チ受ケテ居タノデアリマスルガ、ソレハ私ノ間違ツタ觀察デアリマシタラウカ、政府ノ今後ノ増稅ニ次グニ増稅ヲ以テスル方針ハ、ヤハリ其ノ四割程度ニ近付キタイト云フ御考ヘヲ持ツテオイデニナルノデアリマセウカ、其ノ點ヲ伺ツテ置キタ

ザイマスノデ、大藏大臣カラ申上ゲルノガ  
適當カト思フノデアリマスガ、一應是モ私  
ノ考ヘヲ申上ゲテ見タイト思ヒマス、歳出  
總額ノ何バーセントヲ租稅ヲ以テ賄フベ  
キカト云フコトデアリマスルガ、是ハ先ニ  
賄フベキ割合ト云フモノヲ決メテ、ソレヲ  
目標ニ增收計畫ヲ立テルノデハナクシテ、  
割合ト云フモノハ結果的ニ見テ居ル、斯ウ  
云フ譯デアリマス、從來我ガ國ニ於キマス  
ル數回ノ增收ヲ致シマシタ場合ノ政府ノ說  
明ヲ顧ミテ見マスルト、イツモ政府ノ言フ  
所ハ決シテ増加スル國債ノ利子ニ相當スル  
モノヲ目安トシタモノデモナイ、又國債ノ  
元本ノ一部ヲ償還スルト云フヤウナ年賦的  
ナ計畫ヲ立テ增收シテ行ク譯デモナイ、  
ソレナラバ何ヲ目標トシテ增收致シテ居ル  
カト申シマスレバ、ヤハリ各增收計畫ヲ立  
テタ當時ニ於ケル經濟界ニ實情ニ照シマシテ、  
經濟界ニ著シク惡影響ヲ與ヘズ、而モ國民生  
活ノ維持安定ニモ留意シツツ、出來ルダケ  
ノ增收ヲ圖ル、斯ウ云フヤウナ點ガ出發點  
ニナツテ居リマス、是ハ大體ニ於テ踏襲サ  
レテ居ルノデアリマス、偶、第七十七回帝國  
議會ニ於キマシテ、松村委員カラノ御質問  
デアツタト思ヒマスルガ、割合論ガ出マシ  
タ爲ニ、而モ其ノ當時ニ於テハ、一寸言ヒ  
ニケイコトデアリマスケレドモ、比較的割  
合ガ良ク出テ居ツタノデ、割合ヲ申シテモ  
結果的ニ工合ガ宜カツタノデアリマス、ソ  
コデ其ノ割合モ申上ゲ、サウシテ其ノ申上  
ゲタ序ニ英國アタリハ四割程度歳出ヲ租稅  
ニ依ツテ賄ツテ居ル、斯ウ云フ方面マデ行  
キ得レバ非常ニ望マシイト云フヤウナコト  
ヲ申シマシタ、ソレガ從來ノ説明ニ餘リナ  
カツタ點デアリマス爲ニ、ツツノ標準ガ出

來タヤウニ誤解サレ、少クトモ標準デナイン  
トシテモ、ソレガ理想或ハソコヘ行キタイ、  
斯ウ云フヤウナ風ナ感ジヲ與ヘタト思フノ  
デアリマスガ、重ネテ申シマスル通り、割合  
ハ結果的ニ見ルベキモノデアツテ、而シテ  
其ノ割合方良ケレバ、ソレニ越シタコトハ  
ナイ、ソレダケ財政ノ健全化ガ圖ラレタ譯  
デアリマスケレドモ、併シ割合カラ出シテ  
來テ無理ナ増税ヲスルト云フヤウナコトハ  
ヤルベキデナイ、ヤハリ大藏大臣モ他ノ機  
會ニ言ツテ居ラレル通り、經濟ガ大切デア  
ツテ、其ノ經濟ヲ基礎トシテノ增收策ト云  
フモノヲ圖ラナケレバ、今後ノ長期戦ニ勝  
抜イテ行クト云フ譯ニハ參ラナイ、斯様ニ  
存ジマス

○田川委員 只今ノ私ノ問ヒハ別段大臣ノ  
御答辯ヲ煩ハサナイデモ宜イ積リデ居リマ  
ス、只今ノ政府委員ノ御説明ニ依ツテモ大凡  
ソノコトハ了解出来マスカラ、ソコデ敢テ  
大臣ノ御答辯ヲ煩ハシマセヌ、唯政府委員  
カラ、大臣ヘ此ノ質問ノアリマシタコトヲ  
御傳ヘ下サレバソレデ結構デアリマス

次ニ移リマスガ、政府委員ノ是マデノ御  
説明ニ依リマシテ、間接税モ、又直接税モ、  
何レモ尙ホ此ノ上増徴ノ餘地ガアル、増徴  
ハ出來ナイ程度ニ限度ニ達シタモノハ未ダ  
ナイ、増徴ノ餘地ハ尙ホ残サレテ居ルト御  
説明ニナツタモノト了解シテ置イテ差支ヘ  
アリマセヌカ、若シ其ノ中ニ既ニ限度ニ達  
シタモノガアル、限度近クニ達シタモノガ  
アルト認メテオイデニナリマスレバ、ソレ  
等ノ税目ハ何デアラウカト云フコトヲ伺フ  
コトガ出來マセウカ、強ヒテ伺フノデハア  
リマセヌガ、若シ未ダ限度ニハ皆達シテ居  
ナイ、皆餘裕ガアルトハツキリサウ仰セ下

其ノ邊ヲ承ツテ置キタイト思フノデアリマス、  
サルノナラバ、ソレデモ宜ノデアリマス、  
カウデナイ、是レノモノハ既ニ限度ニ  
達シタモノト御考ヘデアラレマスナラバ、  
スガ、如何デセウ  
○松隈政府委員 只今ノ御質問モ中々難力  
シイ質問デアリマス、抽象的ニ申上ダマス  
レバ、直接税、間接税兩者ヲ通ジマシテ今  
日ヲ以テ限度ニ達シタト云フ風ニハ見テ居  
リマセヌ、ソレナラバ餘裕绰々アルカト  
言ヒマスルト、モノニ依リマシテ相當高率  
ニナツテ居ルコトハ御承知ノ通リデアリマ  
シテ、例ヘバ綜合所得税ノ如キモノ、或ハ  
臨時利得税ノ如キモノハ既ニ其ノ最高率ハ  
可ナリノ所マデ參ツテ居リマス、間接税ニ  
付キマシテ何カモウ是ハ限度ト認メタ税ガ  
アルカ、斯ウ云フコトデアリマスガ、是モ  
結局財政需要ノ増大ノ仕方ト、ソレカラ經  
濟事情ノ變化ニ依ツテドウトモ解釋出來ル  
問題デアリマスルガ、前ニ一例ヲ挙ダテ藝  
妓ノ花代ニ對スル遊興飲食税ハ十割ト云フ  
税率ニナツテ居ル、アレハ一體モウ限度ニ  
來タノカ來ナイノカ、斯ウ云フ問題ヲ採上  
ゲテ見マスト、之ニシタ所ガ中々議論ハド  
チラニモ出來ルト思フノデアリマス、擔稅  
力カラ言ヘバ、マダ擔稅サセラレルト云フ  
風ナコトガ言ヘナイコトハナイト思フノデ  
スガ、一方税率カラ申シマスルト、十割ト  
云フ税率ハマア禁止稅的ナ風ニ見ラレル虞  
ガアルノデアリマス、ソレヲ超エテ税率ヲ  
擧ゲル位ナラバ禁止シタラドウカト云フ議  
論モ捲キ起サレテ來ルカト思フノデアリマ  
ス、隨ヒマシテ擔稅力トカ或ハ國民生活ノ  
規正ドガ云ツタヤウナ各方面ヲ併セ考ヘタ  
上ニ、更ニ其ノ増徵ト云フコトガ問題ニナ

ルノデアリマシテ、單ニ税率ノ上カラ是デ  
最高限度デアルカドウカト云フダケノ議論  
ハ難カシイト思ツテ居リマス  
○田川委員 大凡ソ分リマシタ、只今ノ程  
度ニマテ説明シテ下サイマシタコトヲ有難  
ク御禮申上げマス  
其ノ次ニ轉廢業其ノ他收入ヲ減失シタモ  
ノガ既ニ相當アル、或ハ減失シツツアルモ  
ノ數モ可ナリニ多イト思ヒマス、隨テマ  
ア所得税ニシマジテモ、營業税ニシマシテ  
モ、其ノ他、其ノ結果ノ減ハ免レナイ譯デ  
アリマス、一方ニハ其ノ事實ガアリマス、  
他ノ方ニハドンヽ所得ノ増加シツツアル  
事實モアル、ソコソレ等ヲ比較對照シテ  
加減シテ今回ノ増税ノ收入ヲ算定セラレタ  
モノト思フノアリマスルガ、サウレバ  
其ノ算定ノ基礎トナリマシタ是レノノ增  
シガアル、是レノ減ガアル、故ニ差引  
キシテ是レノ増シニナルト御算定ニナリ  
マシタ其ノ基礎、言ヒ足セバ減ガ幾ラデア  
ツテ、増シガ幾ラデアル、ソレ故ニ豫算面  
ニ現ハレタル増シヘスウ云フ結果ニ相成ツタ  
ノデアルト御示シヲ下サルコトハ出來マス  
マイカ

○松隈政府委員 今回ノ直接税ヲ中心ト致

シマスル増徵案ニ依リマスル增收額ハ、平

年度ニ於テ十一億五千五百餘万圓デアルト

云フコトハ度々申上げタ通リデアリマス、

是ハ増減差引ノ結果デアリマシテ、減收ヲ

シテ所得税法、相續税法、臨時租稅指置法

等ニ於キマシテ、各種ノ政策ヲ織込ミマシ

テ減税致シマシタ金額ハ、平年度ニ於テ一

億二千七百餘万圓ニ及シ居リマス、尙ホ  
初年度タル昭和十七年度ノ直接税中心ノ増  
徴案ニ依リマスル增收見込額ハ約九億七千  
三百万圓ト申シテ居リマスルガ、是モ増減  
差引ノ結果デアリマジテ、初年度増ノミヲ  
計画致シマスレバ十億八千百万圓トナルベ  
キ所デアリマスノニ、臨時措置ニ依リマス  
各種ノ減ノ合計ガ一億七百万圓ニ及シ居  
リマスルノデ、初年度タル十七年度ハ差引  
九億七千三百万圓ニ相成ツテ居ルヤウナ次  
第ニアリマス

○田川委員 有難ウゴザイマシタ、大藏省  
ノ政府委員ニ對スル直接ノ私ノ質問ハ是デ  
終ツタ譯デアリマス、内務省ノ政府委員ニ  
對シテアリマスルケレドモ、又大藏省ノ方  
ニモ自然ニ御分リニナツテ居ルコト思ヒ  
マスカラ、ソレニ付テ伺ヒタノデアリマ  
ス、一口ニ申シマスレバ、大震災ニ關シテ  
災害ヲ被ツタ地方ニ政府カラ貸付ヲオヤリ  
ニナリマシタ、アノ貸付金ノ跡始末ハドウ  
ナツテ居リマスカ、ソレハ獨リ災害ヲ被ツ  
タ都市ダケト申シマセヌ、或ル場合ニ於テ  
ハ學校モアツタシ、寺院モアツタシ、會社  
モアツタ、アレ等ニ關スル貸付金ノ返済ノ  
成績ハドウナツテ居リマスカ、サウシテ今  
後片付ケ得ル見込ガ付イテ居ラレマスカ、  
其ノ二點ヲ御伺ヒシタノデアリマス  
○小林(千)政府委員 御尋ねノ政府貸付金  
ノ處理ノ狀況デゴザイマスガ、道府縣ガ對  
象トナツテ居リマシタモノ、及ビ東京市並  
ニ基キマスル所ノ貸付金處理委員會ノ議ヲ  
經マシテ、ソレノ團體ノ財政狀況ヲ考慮  
致シマシテ、貸付條件ヲ緩和スル、利子ノ  
低減モ行ヒマス、又償還年限ノ延長ヲ圖ル

等、ソレノ償還ノ實施計畫ヲ立テマシテ、  
是ガ實績ニ付テ見マスルノニ、新タナル償  
還計畫ニ基キマシタ分ハ全部償還ニナツテ  
居リマス、尙ホ東京市及び横濱市ヲ除キマ  
シタ轉貸分ノ——市町村ガ借りて居リマス  
タ政府貸付金、及び神奈川縣ノ元ト中郡ノ  
育英學校ト云フノガゴザイマシテ、之ニ貸  
付ケマシタ分ヲ其ノ後地元ノ市町村ガ轉貸  
シテアリマスルケレドモ、又大藏省ノ方  
ヲ以テ處理スルト云フ手續ガ進ンデ居リマ  
セヌデシタガ、是亦昨年ノ暮ニ貸付處理委  
員會ノ議ヲ經マシテ、町村轉貸分ニ付キマ  
シテハ昭和十年度初メ、育英學校ノ關係ニ  
付キマシテハ昭和十二年度初メニ於ケル償  
還未到來元金ノ償還ニ付キマシテ、ソレノ  
一定ノ條件ト申シマスルカ、財政狀況ヲ見  
テ之ヲ返還セシムルト云フコトニ致シマシ  
タガ、取敢ズ昭和十六年度分ハ据置キマシ  
テ、昭和十七年度以降五箇年間ノ分ヲ決定  
致シマシテ、昭和十七年度カラ償還セシメ  
ルコトニ方針ヲ決定致シタノデアリマス、  
是ガ措置ニ付キマシテハ後ニ決定スル、更  
ニ昭和十年度或ハ十二年度以前ノ延滞元利  
金ニ對シマシテハ、是亦後日決定スルト云  
フコトニ致シタノデアリマス、是ハ市町村  
分デアリマシテ、從來延ビニナツテ居  
シタノデアリマスルガ、地方財政ノ根本的  
な改革モ行ハレマシタ際モゴザイマスル  
シ、斯ウ云フ際ニ償還ノ歩つた進メルト云フ  
コトガ適當デアラウト云フコトデ、償還ヲ  
セシムルコトニ致シタノデアリマスルガ、  
同時ニ戰争中デゴザイマシテ、色々時局費  
ノ他ニ對シマシテモ、彼等ガ返辦シ得ルヤ  
ウナ餘裕ヲ得マスヤウ、力ヲ與ヘラレルコ  
トハ出來ナイモノカ、地方分與稅ノ如キモ  
ノニ致シマシテモ、昨日ハ現ニ東京市ノ關  
係議員ガ東京市ノ財政力ノ逼迫ヲ懼ヘテ居  
リマシタガ、始終逼迫ヲ懼ヘルヤウナコトデ  
ハ貸付ラレマシタ巨額ノ資金ヲ返辦スル計  
畫ガ立チマスマイト思ヒマス、其ノ返辦計  
畫ヲ立テラレルヤウ、其ノ地方ニ對シテ力  
ヲ與ヘラレル必要ガアルノデハナイカ、ソ  
レガ今日ノ如キ際ニ特ニ必要デアリ、適當ノ

計画ヲ立てラレルベキ時期デハナイカ、斯  
ウ思フテ此ノ問ヒヨ起シタノデアリマス、  
先程ノ御答ヘデ御計畫ノ方針ハ分ツタヤウ  
デアリマスガ、茲ニ問題ヲ東京市、横濱市  
等ノ大震災ニ於ケル被害ト限リマシテ、ソ  
レ等ニ餘力ヲ興ヘテ、返辯ニ勵マシムルト  
云フ方針ヲ御立てニナルコトハ出來ナイモ  
ノカト云フコトヲ重ネテ御尋ネ申上ゲテ見  
タイ

○小林(千)政府委員 震災關係ノ政府貸付  
金デゴザイマスガ、東京市など横濱市等ニ  
對シマシテハ、前ノ條件ヲ非常ニ緩和致シ  
マシテ、極メテ緩イ條件デ償還ヲ實施セシ  
メテ居リマスルノデ、殆ド是ガ爲ニ財政ヲ  
壓迫スルト云フヤウナ處ハナイモノト考へ  
テ居リマス、唯昨日モ御話ガ出タノデゴザ  
イマスルガ、大都市ニ於ケル財政ガ段々ニ  
逼迫フシテ參ル、斯ウ云フ御話デゴザイマ  
スルガ、是ハ大變ニ難カシイ問題デアリマ  
シテ、稅收入ノ點カラ申シマスルト、稅制  
改正前ノ稅收入ノ額ハ無論確保致シテ居リ  
マスルシ、更ニ又ソレ以上ニ稅收入トシテ  
ハ入ツテ居ルノデアリマス、然ルニ一方此  
ノ都市經營ニ伴ヒマスル色々ノ施設ガ、何  
ト申シマシテモ人口ノ增加ト比例的ニ、飛  
躍的ニ必要ニ相成ツテ參リマスルノデ、其  
ノ關係モゴザイマスルシ、又稅制改正ノ實  
施ト共ニ戰爭ニナリマシタノデ、ソレ等ノ  
關係モ錯綜致シマシテ、壓迫感ヲ與ヘテ居  
ルノデハナイカト存ズルノデアリマス、  
配付稅ノ額ガ非常ニ少イト云フ御話モ昨日  
ゴザイマシタガ、實ハ東京市、横濱市等ハ  
舊法ニ依リマスル收入、即チ所得稅ノ附  
加稅デアリマストカ、營業收益稅ノ附加稅  
等ガ實ニ多額ニ入ツテ居ルノデアリマス、

是等ノ收入ガ多額ニアリマスル爲ニ、課稅力が非常ニ大キ出マシテ、隨テ配付稅ガ少ク相成ツタヤウナ譯デアリマスガ、是ガ常ヲ缺陷ガ生ジマスル譯デ、是等ニ對シマシテハ逆ニ課稅力が低ク出テ參リマスルカラ、將來ニ於ケル配付稅等ハヤハリ相當ニ増額ヲシテ參ルモノト考ヘラレルノデゴザイマス、東京市、横濱市等ハ經濟ガ大キノゾデアリマスルガ、其ノ他ノ震災關係ノ政府貸付金ヲ受ケテ居リマスル市町村ハ、餘程條件ヲ緩和致シマシテモ、中々償還ニ或ハ壓迫ヲ感ズル虞ガナイ譯デハアリマセヌガ、是等ニ對シマシテハ、配付稅ノ分與ノ際ニ於キマシテモ、第三種ノ配付稅等ノ分與額決定ニ當リマシテハ十分ニ考慮致シマシテ、町村財政ヲ是ガ爲ニ特ニ壓迫ヲスルコトガナイヤウニ十分ノ注意ヲ拂ツテ參リタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

實際ハ災害ニ依ツテ起債シタ地方ニ對シテハ配付稅其ノ他ニ於テ政府ヘ其ノ後段々寛大ノ意同ヲ御示シニナツテ居ラレルガ、大震災ニ依ツテ貸付金ヲ受ケマシタ地方ニ對シテハ、ソレ程實大ノ處分ヲ施サレズ、其ノ間ニ區別ヲ設ケテ居ラルルノデハナイカ、其ノ區別ヲ設ケラルベキ理由ハナイ、他ノ地方ト同ジク其ノ貸付金ニ對シテハ同様ニ寛大ノ處置ヲ執ラルベキデアラウ、斯カ云フ建前ニ於テ此ノ間ヒヲ起シタノデアリマシテ、其ノ趣旨ヲ更ニ明カニ致シテ置キマス、サウシテ今後、東京市、横濱市ニ於テモノヲ返サヌデモ宜イト云フ、ソンナサモシイ横着ナ氣持ヲ彼等當局者ハ持ツテ居ナシト思フノデアリマス、ソレニ拘ラズ今日ニ至ルマデ延滞又延滯、御返シスルコトガ出来ズニ居リマスノハ、其ノ實力ニ缺ケテ居ルカラデアラウ、ソレ故ニ政府ガモツト彼等ニ力ヲ與ヘテ下サルコトガ必要デアルノデハナイカ、斯ウ云フ趣意デアリマス、此ノ上ノコトハ意見ニナリマス、希望ニナリマス、ドウゾ彼等ヲ引立テテ借リタモノハ返サセルヤウニ、返シ得ルヤウニ御仕向ケ下サラシトヲ希望シテ此ノ質問ヲ私ハ終リマス

○勝委員長 委員外ノ山川頼三郎君カラ遊興稅ニ付テ簡單ナル質問ヲ致シタイト云フコトデアリマスガ、之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

金ハ、「イ」トシテ一人一回三圓ニ満タザルモ  
ノ、料金ノ百分ノ二十、ソレカラ「ロ」ガ二  
人一回三圓以上ノモノ、料金ノ百分ノ三十、  
斯ウナツテ居リマス、ソレカラ六ノ旅館ニ  
於ケル宿泊ノ料金、「イ」ガ一人一泊十圓ニ  
満タザルモノ、料金ノ百分ノ二十、「ロ」ガ一  
人一泊十圓以上ノモノ、料金ノ百分ノ三十、  
斯ウ云フ風ニナツテ居ルノデアリマスガ、  
五圓以下ト云フモノハ非常ニ數ガ多イノデア  
リマス、五圓以上ト云フモノハ洵ニ寥々  
タルモノデ、六大都市ノ如キモノデモ極ク  
少イノミナラズ、殆ド地方デハナイノデア  
リマスガ、是ハ最初ニ政府ニ於テ豫定サレ  
マシタ額ニ達シテ居ルノデアリマスカ、其  
ノ模様ヲ一つ承リタイノト、ソレカラ此ノ  
質問ヲ申上ゲタイト思フ動機ハ、去ル二十  
日ニ神戸ニ用事ガアリマシテ、朝神戸ニ着  
イテ、旅館デ朝飯ヲ済マシ、鞠ヲ其處ニ置  
イテ用事ヲ足シ、晚ニ寄ツテ鞠ヲ下ダテ出  
タノデアリマスガ、サウシタラソレニ遊興  
税ガ課カツテ居ル、一日縣廳デ働イテグル  
グル廻リヲシテ宿ニ戻ツテ居ルノニ遊興税  
ヲ取ラレテ居ル、是ハ妙ナコト、不思議デ  
堪ラヌ、ソレカラ宿屋ノ亭主ニ聽イテ見タ  
テ、ソレハサウ云フコトニナツテ居ルト云  
フノデス、晝歸ラズニ鞠ヲ置イテ居ツタダ  
ケデ遊興税ヲ取ラレル、ソレカラ「コ一  
ヒ一」ヲ飲ンダ、所ガ十錢ノ「コ一ヒ一」デ四  
十錢ノ税金ヲ取ラレテ居ル、一杯ノ「コ一  
ヒ一」ガ五十錢ニナツタ、不思議デシヨウ  
ガナイカラ、是ハ何トカ名前ヲ變ヘルカ、  
或ハ方法ヲ變ヘルカ——此ノ法律ノ意味ト  
ラシシ疑問ヲ起シマシテ調べテ見マスト、

五圓以上ト云フモノニ對シテノ目的ノ稅金ハ殆ド入ツテ居ナイヤウデアリマス、デアリマスカラスウ云フモノハ百分ノ二十ト云フノヲ一號カラ十號トカ云フ風ニシ、又十圓以上ノモノハ百分ノ三十ヲ百分ノ二十二スルトカト云フヤウニシテ、二圓以上五圓以下ト云フモノニモ百分ノ十位ノモノハ取ツテ、サウシテソレデ補充ヲシタラドウカスウ考ヘル、兎ニ角十錢ノ「コービー」デ四錢ノ稅金、遊興ドコロデハナイ、汽車ノ中ニ寝テ居ツテ、神戸デ遊興シテ居ツタコトニ法律ノ上カラハナルノデアリマス、其ノ稅金ヲ出スノハ惜シクハアリマセスガ、一般ノコトデアリマスカラ御伺ビシタイト思フ次第デアリマス、稅ヲ取ル目的ナラバ、モウ少シ低イ所ノ稅率ヲ課ケルト云フヤウニスレバ二、三百万圓ノモノハ增收ガ出来ルト思フ、十圓以上ノモノナドハ殆ンド是ハ有名無實ニナツテ幾ラモナイト思ヒマスガ、其ノ成績如何ヲ一寸御尋ネ申上ガタイ、是ダケノコトデアリマス

トデ、据置イタヤウナ次第アリマス、正確ニ云ヘバ變ヘタ方ガ宜カツタデアラウト云フコトハ言ヘルト思ヒマス、其ノ他相續稅ニ付キマシテモ、例へバ贈與ニ對スル謀稅ノヤウナモノガ相續稅法中ニモ入ツテ居ルノデアリマスガ、是等ニ付テモヤハリ相續稅法ト云フ名前デ總稱シテ居リマスシ、名前ハ或ル程度大體ヲ押ヘテ居ル、斯ウ云フコトデ御臺頭ニタイノデアリマス、ソ

食代ニナツタ爲ニ課カツテ參ツタモノト思  
フノデアリマス、「コーヒ」ヲ飲マナカツ  
タナラバ或ハ免稅點以下デアツタモノガ  
「コーヒ」ヲ飯ミマシタガ爲ニ免稅點以上  
ニナツテ來ルト云フコトニナルト、全體ニ  
對スル稅金ガ課カルヤウニナリマス、ソレ  
ヲ丁度「コーヒ」一杯ガ負擔シタヤウナ形  
ニ見エルノデアリマスケレドモ、ソレハ免  
稅點ト云フモノ置キマソタ吉良ヨムフ是

一億五千五百万圓、斯ウ云フ内容デアリマス、其ノ他ニ租稅ノ臨時措置ニ關スルモノガ十一項目アリマス、新タニ法律案其ノ他デ二、三ノ點ガ決メラレテ居ル、斯ウ云フノガ大體今回ノ增稅案ノ全貌デアルノデアリマス、此ノ案ノ中ニ盛ラレテアリマスコトハ、先日ノ大藏大臣ノ質問ノ冒頭ニ私ハ其上ガマシタヤウニ、私ハ大體妥當デアルトニ

五圓以上ト云フモノニ對シテノ目的ノ稅金ハ殆ド入ツテ居ナイヤウデアリマス、デアリマスカラスウ云フモノハ百分ノ二十ト云フノヲ一號カラ十號トカ云フ風ニシ、又十圓以上ノモノハ百分ノ三十ヲ百分ノ二十二スルトカト云ワヤウニシテ、二圓以上五圓以下ト云フモノニモ百分ノ十位ノモノハ取ツテ、サウシテソレデ補充ヲシタラドウカスウ考ヘル、兎ニ角十錢ノ「コーヒー」デ四十一錢ノ稅金、遊興ドコロデハナイ、汽車ノ中ニ寢テ居ツテ、神戸デ遊興シテ居ツタコトニ法律ノ上カラハナルノデアリマス、其ノ稅金ヲ出スノハ惜シクハアリマセスガ、一

トデ、据置イタヤウナ次第アリマス、正  
確ニ云ヘバ變ヘタ方ガ宜カツタデアラウト  
云フコトハ言ヘルト思ヒマス、其ノ他相續  
稅ニ付キマシテモ、例ヘバ贈與ニ對スル課  
稅ノヤウナモノガ相續稅法中ニモ入ツテ居  
ルノデアリマスガ、是等ニ付テモヤハリ相  
續稅法ト云フ名前デ總稱シテ居リマスシ、名  
前ハ或ル程度大體ヲ押ヘテ居ル、斯ウ云フ  
コトデ御謹承ヲ願ビタイノデアリマス、ソ  
レカラ旅館ノ宿泊ハ五圓ト云フ免稅點ヲ置  
イタノデアルケレドモ、我ガ國ノ實情カラ  
言フト、宿泊ダケテ五圓ト云フノハ免稅點  
ガ高イ、ソレデハ幾ラモ課稅ニナラナイダ

食代ニナツタ爲ニ課ガツテ參ツタモノト思  
フノデアリマス、『コーヒ』ヲ飲マナカツ  
タナラバ或ハ免稅點以下デアツタモノガ、  
「コーヒ」ヲ飯ミマシタガ爲ニ免稅點以上  
ニナツテ來ルト云フコトニナルト、全體ニ  
對スル稅金ガ課カルヤウニナリマス、ソレ  
ヲ丁度「コーヒ」一杯ガ負擔シタヤウナ形  
ニ見エルノデアリマスケレドモ、ソレハ孫  
稅點ト云フモノヲ置キマシタ結果已ムヲ得  
ナイコトデアリマス、其ノ場合ニ於テ四  
十錢ハ少シ高イノデハナイカト思ヒマス、  
三十錢位ノ所ハ出ルヤウナ計算ニナルノデ  
アリマスルガ、併シ只今申上ゲタヤウニ免

一億五千五百万圓、斯ウ云フ内容デアリマス、其ノ他ニ租稅ノ臨時措置ニ關スルモノガ十二項目アリマス、新タニ法律案其ノ他ニ二、三ノ點ガ決メラレテ居ル、斯ウ云フノガ大體今回ノ増稅案ノ全貌デアルノデアリマス、此ノ案ノ中ニ盛ラレテアリマスコトハ、先日ノ大藏大臣ノ質問ノ冒頭ニ私ガ上ゲマシタヤウニ、私ハ大體妥當デアルト考ヘテ居ルノデアリマスガ、極メテ多岐ニ亘ツテ居リマスノト、質疑應答ノ點デ明カニナツクタ點モアリマスガ、明カニナツテ居ラナイ點モアリマス、又戰時稅制ノ方針トシテ相當考慮スベキモノガアルカト存ジマ

般ノコトデアリマスカラ御伺ヒシタイト思  
フ次第デアリマス、税ヲ取ル目的ナラバ、  
モウ少シ低イ所ノ税率ヲ課ケルト云フヤウ  
ニスレバ二、三百万圓ノモノハ增收ガ出来  
ルト思フ、十圓以上ノモノナドハ殆ンド是  
ハ有名無實ニナツテ幾ラモナイト思ヒマス  
ガ、其ノ成績如何ヲ一寸御尋ネ申上ゲタイ、

ラウ、斯ウ云フコトデアリマスガ、御詫ノ  
ヤウニ五圓ト云フ宿泊料、殊ニ飲食代ヲ除  
キマシタモノデアリマスカラ、全國的ニ見  
ルト、相當高イ標準デアリマス、併シ是ハ  
今マデ宿泊ニ對シテハ全然課稅致シテ居リ  
マセヌノヲ、新タニ課稅ニ取入レタノデア  
リマスカラ、其ノ際ニ餘リニ低イ所ニ免稅

○勝委員長 河野富君  
ニ對シ税金ガ課カルコトニナル、斯ウ云フ  
結果ガ一杯ノ「コーヒ」ニ高イ税ガ課カル  
ト云フヤウナ感ジヲ御持チニナル譯デアリ  
マスカラ、其ノ點御諒承ヲ願ヒタイト思ヒ  
マス

スノデ、ソレ等ノ點ヲ御伺ヒシタイト思フ  
ノデアリマス

先づ第一ニ御伺ヒ致シマスノハ、先日來  
カラ色々々議論ガ出テ居リマスガ、私ノ率直  
ナ感ジヲ申シマスルト、分類所得稅ヲ設ケ、  
サウシテ其ノ稅率ヲ上ゲ下ゲシテ增收、減收、  
收ヲ圖ルト云フコトハ、此ノ現行ノ稅制ノ

○松隈政府委員　只今ノ御尋ねハ第一ハ宿泊ニ對スル課稅ガ遊興飲食稅法ノ中ニ取入レマシタ爲ニ、宿泊シタ者ニ對スル稅金ニ、

點ヲ定メルノハドウカト云フノガ一  
點ト、飲ミ食ヒト宿泊トハ其ノ間奢侈の分子ト  
申シマスカ、サウ云フモノニモ多少相違ガ認  
メラレマスノデ、所謂遊興・飲食ノ方面ニ於

○河野(密)委員 稅ノ質問ハ大體色々な觀點カラモ十分盡キテ居ルト思フノデアリマスガ、細カイ點ヲ一つ~伺ヒマス、私ハ殆ド此處ニ居タ積リデスケレドモ、居ナカ

根本ノ建前デアツテ、一目瞭然、簡明瞭、  
斯ウ云フコトガ大體分類所得稅、綜合所得  
稅ヲ作ツタ趣旨デアツタカト思フノデアリ  
マス、然ルニ今度ノモノヲ見マスト可ナリ

對シテモ遊興税ト云ツタヤウナ名前ヲ以テ  
徵收サレルノデアツテ、誤解ヲ招イデ困ル  
カラト云フ御尋ネ、此ノ點沟ニ御尤ナノデア  
リマス、實ハ稅法ノ名前ヲ變ヘルト云フコ

テハ一圓五十錢デアルトカ三圓デアルト云  
フヤウナ標準ノ置キマシタノニ拖ラズ、宿  
泊ハ五圓ト云フコトニ決メタ譯デアリマス、  
隨テ課稅ニ入ツテ來ル範圍ハ比較的少ナイ

ツタ時モアリマスノデ、若シ重複シマシタ  
ラ委員長カラ御注意ヲ願ヒタイト思ヒマ  
ス、今度ノ増税案ヲ大體見マスト云フト、  
増税案ノ要綱ニ方針ガ八項目アリマス、増

之ヲ複雜ニシテ居ルヤウニ見エルノデアリマス、其ノ點ニ付テ税率モ色々御變ヘニナツテ居リマス、例ヘテ見ルト、分類所得稅ニ於テ不動產ニ對スル課稅ハ百分ノ十六、

トモ者ヘタノテアリマスが  
サウ致シマス  
ト遊興飲食宿泊稅法ト云フヤウナコトニテ  
リマシテ、歲入科目カラ一切變ヘテ參ラナ  
ケレバナラズ致シマスルノデ、稅法ノ綜合  
内ノ名前、ヨリ、シテ置カセバ、トヘンシテ、

ノデアリマス、實收が幾ラテフツタカト云  
フコトハマダ施行シテ間モナイノデアリマ  
スルカラ、茲ニ成績ヲ申上ゲル程度ニ至ツ  
テ居リマセヌ、ソレカラ旅館デ十錢ノ「コ一

穀セラレル税目が所得税、法人税、特別法  
人税、臨時利得税、相続税、以上直接税デ  
凡ソ九億九千五百餘万圓、十億圓程度ニア  
リマス、織物消費税、物品税、印紙税、以

他ノモノハ百分ノ十五ニ上げテ居ルノニ、  
百分ノ十六ト云フヤウニ變化ヲ與ヘテ居ル  
ト云フヤウヲ點デ、稍複雜ニナツテ居リマ  
ス、此ノ點ハ私ハ必ズシモ妥當デナイヤウ

的ノ名前ノ是ハ什表名テアル 隨テ内容ニ  
宿泊マデ入レタト致シマシテモ強ヒテ名前  
マデハ變ヘルニハ及バナイデアラウト云フコ

ヒー「飲ンダニ<sup>シテ</sup>税金が四十銭付イ  
テ來タト云フヤウナ御話デアミスマガ、ソレ  
ハ其ノ他ノ料理ト合ハセテ免稅點以上ノ飲

上間接稅テ八千七百万圓、新設セテレル稅種  
ガ電氣瓦斯稅、廣告稅、馬券稅、是ガ間接稅  
稅テ七千七百万圓、總額合セテ平年度テ十

ニ思フノデアリマス、ソレカラ租税ノ臨時措置ト云フモノニ依ツテ色々ナ問題ヲ取扱ツテ居ル、更ニ色々ナ議論ガアラウト思ヒ

マスガ、人口政策デアルトカ、或ハ生産力擴充ト云  
ノ種々ナル貯蓄トカ、或ハ生産力擴充ト云  
フヤウナ經濟上ノ問題ヲ此ノ稅ノ中ニ織込  
ンデ、尙ホ複雜ニシテ居ルト思ヒマスガ、  
是等ノ點ハ必ズシモ私ハ此ノ租稅制度ノ單  
純性ト云フヤウナ點カラ見テ穩當デナイヤ  
ウニ思フノデアリマス、其ノ點ハドウ云フ  
風ニ御考ヘニナツテ居リマスルカ、之ヲ承  
リタイト思フノデアリマス

○松隈政府委員 今回ノ直接稅ヲ中心ト致  
シマスル增徵案ハ、大體昭和十五年稅制改  
正ノ結果出來上ツテ居リマスル現行稅制ヲ  
基礎ト致シマシテ、稅率ノ引上ニ依ツテ大  
部分ノ目的ヲ達シヨウツルモノデアリマ  
ス、隨テ制度ノ根本ニ於テハ大シタ變化ガ  
ナイカラ、其ノ點ハ見方ニ依レバ簡單ナ增  
徵案デアル、斯ウ云フコトガ言ヘルノデア  
リマスガ、唯增徵案ノ末梢ニ至リマスト、  
相手方ガ混ンデ居ルノデアリマス、其ノ意  
味ニ於テ昭和十五年ノ稅制改正ノ一ツノ目  
標デアリマシタ稅制ノ簡易化ト云フ點ガ少  
シク破レマシテ、稅制ガ複雜化シタト云フ  
御非難ガ起リマスルコトハ吾々モ甘受シナ  
ケレバナラナインデアリマスガ、是ハ一方  
ニ於キマシテ相當高率ノ負擔ヲ致スト云フ  
コトニ相成リマスレバ、出來ルダケ各種ノ事  
情ヲ採入レテ接配工夫スルト云フコトモ已  
ムヲ得ナイ所デアルカト思フノデアリマス、  
左程マデ考慮ニ入レル程ノコトハナイト思  
稅率ノ引上、又負擔ノ増加ト云フコトガ左  
程顯著デアリマセヌケレバ、サウ云フ點ハ  
ニ氣ヲ配ラナケレバナラナイト思フノデア  
リマス、尙ホ是ハ附タリデアリマスガ、昨

云フモノガゴザイマスガ、其ノ中ノ財政、殊ニ租稅ノ部面ニ於キマシテハ、今後ノ租稅ト云フモノハ各種政策ト歩調ヲ取ラナケレバナラヌ、或ハ生産力擴充、或ハ貯蓄ノ増強、或ハ人口政策ト云ツタヤウナ、政府ノ行ハントスル所ノ各種經濟諸政策ト、密接ナ調和ヲ圖ルコトヲ以テ一ツノ理念トシテ居ル、斯ウ云フコトヲ發表致シテ居リマスルヤウナ關係モアリマスノデ、今回ハ多方面ノ要望ヲ相當取入レタコトニナツテ居リマス、其ノ結果御話ノ如キ、稍々複雜ヲ來シタト、斯ウ云フ譯デアリマス

○河野(密)委員 趣旨ハ能ク分ルノデアリマスガ、サウナリマスルト先日モ議論ノアリマシタヤウニ、是カラ先ノ增稅ト云フモノガ、斯ウ云フ一つノ體系ノ上ニ樹テラレテ行クト云フコトハ中々困難ニナツテ來ルノデヤナイカ、何カ全體ノ體系ヲ又考へ直ス必要ガ、近イ將來ニ起キテ來ルノデヤナイカ、是モ先程田川委員カラノ質問ノ中ニモ出テ居リマシタ、私モ實ハ質問シタイト思ツテ居ツタノデアリマスガ、一體分類所得稅ノ稅率ヲドノ程度マデ引上ゲルコトガ出來ルト云フ風ニ御考ヘニナツテ居ルカ、是ハ中々難カシイ議論デアリマスガ、ドノ程度マデ凡ソ引上ゲラレルト云フ御見込デアリマスカ、其ノ分類所得稅ノ現行ノ稅制ノ建前デ以テ、增稅ノ將來性ト云フモノハドノ程度ニ御見込ニナツテ居ルノカト云フコトハ、是ハ非常ニ難カシイ問題ダト思ヒマスガ、是モ御考ヘヲ御聽カセ願ヒタイト思ヒマス、

マシタ資料ニ依ツテ居リマスガ、私ノ要求致シ  
モノガ減額サレルト云フノデアリマス、第  
八ノ生産力擴充、貯蓄ノ増強、其ノ他經濟  
諸政策ノ圓滑ナル遂行ニ依ツテドレダケノ  
滅免ヲナサルノデアリマスカ、私ハ是ハ資  
料ヲ要求致シマシタガ御答ヘガナインテ御  
示シヲ願ヒタイト思ヒマス

○松隈政府委員 御尋ネノ第一點ハ將來ノ  
増稅ヲナスニ當ツテ、分類所得稅ノ稅率ヲド  
ノ程度マデ引上ゲ得ルカト云フコトデアリ  
マスガ、是ハ將來ニ於キマスル財政需要ガ  
ドノ程度ニ相成ルカト云フコト、ソレカラ  
國民經濟力ノ發展如何トモ睨合ハセテ決セ  
ラルベキモノデアリマシテ、今日カラドノ  
程度ト云フコトハ中々困難デアリマス、併  
シ先程モ御話ノアリマシタヤウナ各種ノ租  
稅ノ限度ノ問題カラ申シマスレバ、私ハ分  
類所得稅ニ於テハ今後尙ホ比較的増徵ノ餘  
地ガアルヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス、  
尤モ分類所得稅ヲ上ゲルコトニ依リマシテ、  
或ル方面デハ相當ノ影響ガ來テ、其ノ緩和  
策ヲ圖ラナイトヤリ切レナイト云フヤウナ  
一部分モアリマス、現ニ今回分類所得稅ヲ  
上ゲテ居リナガラ、金融機關ノ持ツテ居ル  
所ノ證券、公、社債等ニ對シマスル分類所  
得稅ヲ尙ホ輕減スルト云フノハ、サウ云フ  
方面ニ多少強イ影響ガ出過ギル、斯ウ云フ  
點モアルノデアリマスカラ、餘裕ガアルト  
デアリマスガ、英國ノ如キハ、普通所得稅  
ト附加所得稅トニ分ケテ居リマスルガ、普  
通所得稅ノ最高稅率ハ五〇%デアリマス、

此ノ間モ御話ノアリマシタ「ボンド」ニ付テ  
ナ「シリリング」、斯ウ云フコトデアリマス  
ガ、最低税率デアツテモ三二・五%，斯ウ云  
フヤウナ税率デアリマス、我ガ國ノハ御承  
知ノ通り、最高税率ハ分類所得税百分ノ一  
六、最低デ百分ノ九デアリマス、是等ト  
比較シテ、直チニ餘裕ガアルナント言フコ  
トハ、勿論國情ガ違ツテ居ルノデアリマス  
カラ、言フベキデハアリマセヌケレドモ、  
兎ニ角マダ餘裕ヲ持ツテ居ルト云フコトダ  
ケハ言ヘルノデアリマシテ、アト率ヲ如何  
ニ盛ルカト云フコトハ、先程來御話申シテ  
居リマスル通り、財政需要ノ増大如何、國  
民經濟力ノ發展如何、斯ウ云フコトニ依ツ  
テ決メラレルベキ問題デアルト思フノデア  
リマス

ツテ居リマスガ、ソレ等ノ産業ノ再編成ニ資シマスル爲ノ減収額ハ大體千三百餘万圓、斯ウ云フコトニ相成ツテ居リマス  
○河野(密)委員 次ニ増税ノ要領ノ方面デ同ヒマスガ、今度増税ノ率ヲ一律ニ大抵御上ゲニナツテ居リマスガ、特ニ不動産所得ニ付テ百分ノ一〇ヲ百分ノ一六ニセラレアリマシタガ、今度ハ配當所得ニ對スル加算課税ヲ廢止セラレタノデアリマス、サウシマスト、配當所得ノ計算ヲ、總所得ヲ計算ナサルニ付テ、配當所得ニ付テハ一割ヲ控除シタモノヲ所得トシテ認メテ、更ニソレヲ得ル爲ニ要シタル借金ノ利子ヲ差引ク、斯ウ云フコトニ相成ルカト思ヒマスガ、サウ云フコトニナツテ居リマスカ

○松隈政府委員 分類所得税中、不動産所得ニ對シマスル税率ヲ百分ノ一〇カラ百分の一六ニ致シマシタ、六%上ゲタ譯デアリマス、是ハ先日モ一寸他ノ委員ノ方ノ御質問ニ對シテ御答ヘシテ置イタノデアリマスガ、大體今度ノ分類所得税ノ税率ノ引上ハ、四%上ゲルモノト、四・五%上ゲルモノト、五%上ゲルモノト、六%上ゲルモノトノ四通りニ致シタノデアリマス、考へ方ト致シマシテハ、勤勞所得ニ最モ輕ク、資產所得ニ重課スル、資產勤勞ノ共勵所得ニ對シテハ其ノ中間ヲ採ル、斯ウ云フ狃ヒ方デアリマス、ソコデ勤勞所得ニ付キマシテハ、百分ノ六ヲ百分ノ一〇トスルト云フ風ニ、百分ノ四上ゲタノデアリマス、事業所得ニ付キマシテハ、事業ト勤勞トノ兩方カラ出マスル所得デアリマスノデ、百分ノ七・五八百分ノ一二ニ、百分ノ八・五八百分ノ一三ニト

○河野(密)委員 次ニ増税ノ要領ノ方面デ同ヒマスガ、今度増税ノ率ヲ一律ニ大抵御上ゲニナツテ居リマスガ、特ニ不動産所得ニ付テ百分ノ一〇ヲ百分ノ一六ニセラレアリマシタガ、今度ハ配當所得ト見ラレテ居ルノデタノハドウ云フ趣旨デセウカ、其ノ點ヲ伺ヒタインガ一ツト、ソレカラ先般質問ガアリマシタガ、今度ハ配當所得ニ對スル加算課税ヲ廢止セラレタノデアリマス、サウシマスト、配當所得ノ計算ヲ、總所得ヲ計算ナサルニ付テ、配當所得ニ付テハ一割ヲ控除シタモノヲ所得トシテ認メテ、更ニソレヲ得ル爲ニ要シタル借金ノ利子ヲ差引ク、斯ウ云フコトニ相成ルカト思ヒマスガ、サ

アリマシタガ、今度ハ配當所得ニ對スル加算課税ヲ廢止セラレタノデアリマス、サウシマスト、配當所得ノ計算ヲ、總所得ヲ計算ナサルニ付テ、配當所得ニ付テハ一割ヲ控除シタモノヲ所得トシテ認メテ、更ニソレヲ得ル爲ニ要シタル借金ノ利子ヲ差引ク、斯ウ云フコトニ相成ルカト思ヒマスガ、サ

銀行預金、乃至ハ生産力擴充ニ必要ナ方面

ノ株式ニ向フノト、不動産ノ方ニ向フノト

ドチラガ望マシイカト言ヘバ、國トシテハ

寧ロ配當利子所得ノ基本ニナルヤウニ資金

ガ向イテ欲シイト云フヤウナ意味モ加ハリ

マシテ、ソコニ百分ノ一ノ差ヲ設ケタ、斯

様ナ次第デアリマス

第二ノ御尋ネ、今日マデ配當ノ所得ニ

對シマシテハ、分類所得税ヲ課シマスル際

ニ、配當ノ一割ヲ控除シテ税率ヲ適用スル、

ノ一ニ當ル金額ガ輕減サレテ居ルノデアル

ガ、ソレヲ綜合所得税ヲ課シマスルモノニ

付キマシテハ、分類所得税ヲ課スル際ニ輕

減シテ置イタ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加

算スルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリ

マスガ、是ハ勝委員長、當時御苦心ノ案デ

アリマシテ、御承知ノ通リ、分類所得税ニ

於テハ配當ヲ得ル爲ノ借金ノ利子ノ控除ノ

方法ガ源泉課税デアル爲ニ困難デアル、綜

合所得税ヲ課シマスル際ニハ、其ノ方法ガ

立チ得ルト、斯ウ云フコトカラ綜合課税ヲ

致シマスル場合ニ付テハ借金ノ利子ハ別ニ引

ク、其ノ代リ分類所得税ノ場合ニ於テ引イテ

居リマシタ配當金額ノ百ノ一ニ相當スル金

額ヲ加算スルコトニ相成ツテ居ルノデアリマ

ス、隨ヒマシテ綜合所、得税ニ於テ借金ノ利子

ヲ引キマシタ以上ヘ理論的ニ申シマスレバ百

ハ純然タル資產所得デアリマスカラ、百分

ノ五上ゲタノデアリマス、ソユデ不動產所

得モ純然タル資產所得ト見ラレテ居ルノデ

アリマシテ、從來配當ト、利子所得ト、不

動產所得トハ、税率ガ同ジデ來タノデアリ

マスガ、先日モ御話申上ゲマシタ通り、此

ノ際國民ノ資金ノ向ク先ト致シマシテハ、

配當利子所得ヲ產ミマスヤウナ公債、社債、

銀行預金、乃至ハ生産力擴充ニ必要ナ方面

ノ株式ニ向フノト、不動產ノ方ニ向フノト

ドチラガ望マシイカト言ヘバ、國トシテハ

寧ロ配當利子所得ノ基本ニナルヤウニ資金

ガ向イテ欲シイト云フヤウナ意味モ加ハリ

マシテ、ソコニ百分ノ一ノ差ヲ設ケタ、斯

様ナ次第デアリマス

第二ノ御尋ネ、今日マデ配當ノ所得ニ

對シマシテハ、分類所得税ヲ課シマスル際

ニ、配當ノ一割ヲ控除シテ税率ヲ適用スル、

ノ一ニ當ル金額ガ輕減サレテ居ルノデアル

ガ、ソレヲ綜合所得税ヲ課シマスルモノニ

付キマシテハ、分類所得税ヲ課スル際ニ輕

減シテ置イタ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加

算スルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリ

マスガ、是ハ勝委員長、當時御苦心ノ案デ

アリマシテ、御承知ノ通リ、分類所得税ニ

於テハ配當ヲ得ル爲ノ借金ノ利子ノ控除ノ

方法ガ源泉課税デアル爲ニ困難デアル、綜

合所得税ヲ課シマスル際ニハ、其ノ方法ガ

立チ得ルト、斯ウ云フコトカラ綜合課税ヲ

致シマスル場合ニ付テハ借金ノ利子ハ別ニ引

ク、其ノ代リ分類所得税ノ場合ニ於テ引イテ

居リマシタ配當金額ノ百ノ一ニ相當スル金

額ヲ加算スルコトニ相成ツテ居ルノデアリマ

ス、隨ヒマシテ綜合所、得税ニ於テ借金ノ利子

ヲ引キマシタ以上ヘ理論的ニ申シマスレバ百

ハ純然タル資產所得デアリマスカラ、百分

ノ五上ゲタノデアリマス、ソユデ不動產所

得モ純然タル資產所得ト見ラレテ居ルノデ

アリマシテ、從來配當ト、利子所得ト、不

動產所得トハ、税率ガ同ジデ來タノデアリ

マスガ、先日モ御話申上ゲマシタ通り、此

ノ際國民ノ資金ノ向ク先ト致シマシテハ、

配當利子所得ヲ產ミマスヤウナ公債、社債、

銀行預金、乃至ハ生産力擴充ニ必要ナ方面

ノ株式ニ向フノト、不動產ノ方ニ向フノト

ドチラガ望マシイカト言ヘバ、國トシテハ

寧ロ配當利子所得ノ基本ニナルヤウニ資金

ガ向イテ欲シイト云フヤウナ意味モ加ハリ

マシテ、ソコニ百分ノ一ノ差ヲ設ケタ、斯

様ナ次第デアリマス

第二ノ御尋ネ、今日マデ配當ノ所得ニ

對シマシテハ、分類所得税ヲ課シマスル際

ニ、配當ノ一割ヲ控除シテ税率ヲ適用スル、

ノ一ニ當ル金額ガ輕減サレテ居ルノデアル

ガ、ソレヲ綜合所得税ヲ課シマスルモノニ

付キマシテハ、分類所得税ヲ課スル際ニ輕

減シテ置イタ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加

算スルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリ

マスガ、是ハ勝委員長、當時御苦心ノ案デ

アリマシテ、御承知ノ通リ、分類所得税ニ

於テハ配當ヲ得ル爲ノ借金ノ利子ノ控除ノ

方法ガ源泉課税デアル爲ニ困難デアル、綜

合所得税ヲ課シマスル際ニハ、其ノ方法ガ

立チ得ルト、斯ウ云フコトカラ綜合課税ヲ

致シマスル場合ニ付テハ借金ノ利子ハ別ニ引

ク、其ノ代リ分類所得税ノ場合ニ於テ引イテ

居リマシタ配當金額ノ百ノ一ニ相當スル金

額ヲ加算スルコトニ相成ツテ居ルノデアリマ

ス、隨ヒマシテ綜合所、得税ニ於テ借金ノ利子

ヲ引キマシタ以上ヘ理論的ニ申シマスレバ百

ハ純然タル資產所得デアリマスカラ、百分

ノ五上ゲタノデアリマス、ソユデ不動產所

得モ純然タル資產所得ト見ラレテ居ルノデ

アリマシテ、從來配當ト、利子所得ト、不

動產所得トハ、税率ガ同ジデ來タノデアリ

マスガ、先日モ御話申上ゲマシタ通り、此

ノ際國民ノ資金ノ向ク先ト致シマシテハ、

配當利子所得ヲ產ミマスヤウナ公債、社債、

銀行預金、乃至ハ生産力擴充ニ必要ナ方面

ノ株式ニ向フノト、不動產ノ方ニ向フノト

ドチラガ望マシイカト言ヘバ、國トシテハ

寧ロ配當利子所得ノ基本ニナルヤウニ資金

ガ向イテ欲シイト云フヤウナ意味モ加ハリ

マシテ、ソコニ百分ノ一ノ差ヲ設ケタ、斯

様ナ次第デアリマス

第二ノ御尋ネ、今日マデ配當ノ所得ニ

對シマシテハ、分類所得税ヲ課シマスル際

ニ、配當ノ一割ヲ控除シテ税率ヲ適用スル、

ノ一ニ當ル金額ガ輕減サレテ居ルノデアル

ガ、ソレヲ綜合所得税ヲ課シマスルモノニ

付キマシテハ、分類所得税ヲ課スル際ニ輕

減シテ置イタ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加

算スルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリ

マスガ、是ハ勝委員長、當時御苦心ノ案デ

アリマシテ、御承知ノ通リ、分類所得税ニ

於テハ配當ヲ得ル爲ノ借金ノ利子ノ控除ノ

方法ガ源泉課税デアル爲ニ困難デアル、綜

合所得税ヲ課シマスル際ニハ、其ノ方法ガ

立チ得ルト、斯ウ云フコトカラ綜合課税ヲ

致シマスル場合ニ付テハ借金ノ利子ハ別ニ引

ク、其ノ代リ分類所得税ノ場合ニ於テ引イテ

居リマシタ配當金額ノ百ノ一ニ相當スル金

額ヲ加算スルコトニ相成ツテ居ルノデアリマ

ス、隨ヒマシテ綜合所、得税ニ於テ借金ノ利子

ヲ引キマシタ以上ヘ理論的ニ申シマスレバ百

ハ純然タル資產所得デアリマスカラ、百分

ノ五上ゲタノデアリマス、ソユデ不動產所

得モ純然タル資產所得ト見ラレテ居ルノデ

アリマシテ、從來配當ト、利子所得ト、不

動產所得トハ、税率ガ同ジデ來タノデアリ

マスガ、先日モ御話申上ゲマシタ通り、此

ノ際國民ノ資金ノ向ク先ト致シマシテハ、

配當利子所得ヲ產ミマスヤウナ公債、社債、

銀行預金、乃至ハ生産力擴充ニ必要ナ方面

ノ株式ニ向フノト、不動產ノ方ニ向フノト

ドチラガ望マシイカト言ヘバ、國トシテハ

寧ロ配當利子所得ノ基本ニナルヤウニ資金

ガ向イテ欲シイト云フヤウナ意味モ加ハリ

マシテ、ソコニ百分ノ一ノ差ヲ設ケタ、斯

様ナ次第デアリマス

第二ノ御尋ネ、今日マデ配當ノ所得ニ

對シマシテハ、分類所得税ヲ課シマスル際

ニ、配當ノ一割ヲ控除シテ税率ヲ適用スル、

ノ一ニ當ル金額ガ輕減サレテ居ルノデアル

ガ、ソレヲ綜合所得税ヲ課シマスルモノニ

付キマシテハ、分類所得税ヲ課スル際ニ輕

減シテ置イタ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加

算スルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリ

マスガ、是ハ勝委員長、當時御苦心ノ案デ

アリマシテ、御承知ノ通リ、分類所得税ニ

於テハ配當ヲ得ル爲ノ借金ノ利子ノ控除ノ

方法ガ源泉課税デアル爲ニ困難デアル、綜

合所得税ヲ課シマスル際ニハ、其ノ方法ガ

立チ得ルト、斯ウ云フコトカラ綜合課税ヲ

致シマスル場合ニ付テハ借金ノ利子ハ別ニ引

ク、其ノ代リ分類所得税ノ場合ニ於テ引イテ

居リマシタ配當金額ノ百ノ一ニ相當スル金

額ヲ加算スルコトニ相成ツテ居ルノデアリマ

ス、隨ヒマシテ綜合所、得税ニ於テ借金ノ利子

ヲ引キマシタ以上ヘ理論的ニ申シマスレバ百

ハ純然タル資產所得デアリマスカラ、百分

ノ五上ゲタノデアリマス、ソユデ不動產所

得モ純然タル資產所得ト見ラレテ居ルノデ

アリマシテ、從來配當ト、利子所得ト、不

動產所得トハ、税率ガ同ジデ來タノデアリ

マスガ、先日モ御話申上ゲマシタ通り、此

ノ際國民ノ資金ノ向ク先ト致シマシテハ、

配當利子所得ヲ產ミマスヤウナ公債、社債、

銀行預金、乃至ハ生産力擴充ニ必要ナ方面

ノ株式ニ向フノト、不動產ノ方ニ向フノト

ドチラガ望マシイカト言ヘバ、國トシテハ

寧ロ配當利子所得ノ基本ニナルヤウニ資金  
ガ向イテ欲シイト云フヤウナ意味モ加ハリ  
マシテ、ソコニ百分ノ一ノ差ヲ設ケタ、斯  
様ナ次第デアリマス

第二ノ御尋ネ、今日マデ配當ノ所得ニ

對シマシテハ、分類所得税ヲ課シマスル際

ニ、配當ノ一割ヲ控除シテ税率ヲ適用スル、

ノ一ニ當ル金額ガ輕減サレテ居ルノデアル

ガ、ソレヲ綜合所得税ヲ課シマスルモノニ

付キマシテハ、分類所得税ヲ課スル際ニ輕

減シテ置イタ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加

算スルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリ

マスガ、是ハ勝委員長、當時御苦心ノ案デ  
アリマシテ、御承知ノ通リ、分類所得税ニ  
於テハ配當ヲ得ル爲ノ借金ノ利子ノ控除ノ  
方法ガ源泉課税デアル爲ニ困難デアル、綜  
合所得税ヲ課シマスル際ニハ、其ノ方法ガ  
立チ得ルト、斯ウ云フコトカラ綜合課税ヲ  
致シマスル場合ニ付テハ借金ノ利子ハ別ニ引  
ク、其ノ代リ分類所得税ノ場合ニ於テ引イテ  
居リマシタ配當金額ノ百ノ一ニ相當スル金  
額ヲ加算スルコトニ相成ツテ居ルノデアリ  
マス、隨ヒマシテ綜合所、得税ニ於テ借金ノ利  
子ヲ引キマシタ以上ヘ理論的ニ申シマスレバ  
百ハ純然タル資產所得デアリマスカラ、百分  
ノ五上ゲタノデアリマス、ソユデ不動產所  
得モ純然タル資產所得ト見ラレテ居ルノデ  
アリマシテ、從來配當ト、

レテ居ツタノヲ、私ハ非常ナ反対デ、借金ノ利子ヲ引クト云フコトハ最モ公平ニ見テ不均衡ダト、斯ウ云フ考ヘ方ヲ策ヲ立テルコトカラ考ヘテ、或ハ分類所得税ノ所デ十分ノ一引クト云フコトノ點ハ色々考慮モアリマシタラウト思ヒマスガ、私ハ寧ロサウ云フ一割控除トカ云フ方ガ妥當デアルト、斯ウ云フコトヲ強ク主張シタノデ、サウ云フ點モ或ハ入ツテ居ルノデハナイカト思フノデスガ、私ハ借金ノ利子ヲ引クト云フコトニハ甚ダ以テ贊成致シ兼ネルノデアリマス、唯二重ニ是ガ配當ニ付テダケ、分類所得税ノ時一割ヲ引イタモノヲ所得額トスルトシテ、綜合スル時モ一割ヲ引イタモノヲ總所得ノ中ニ入レテ行クト云フコトデナケレバ宜シイノデスガ、ドウモ此ノ條項ヲ廢シマス結果サウ云フ風ニナルヤウニ私ハ思フノデスガ、如何デスカ

○河野(密)委員 其ノ點ハ了承致シマシタ、是デ此ノ間森田君カラノ質問ガアリマシテ、足ガ捕フトカ捕ハストカ云フ問題ガ解决シタノダト思ヒマス  
次ニ是ハ細カイヤウデアリマスガ、扶養家族ノ控除ヲスル時デモ、扶養家族一人ニ付キ二百圓ノ百分ノ十二、月二圓ヅツ御引キニナル、ソレヲ扶養家族デ子供五人以上ニナル時ハ百分ノ十八ト、斯ウ云フ風ニ非常ニ細カク規定サレテ居リマスガ、是モ人口政策ノ點カラト仰セニナレバ、確カニサウデアリマセウガ、ドウモ斯ウ云フコトハ餘リニ技巧的デ細カ過ギルト思フ、二百圓ノ百分ノ十二、月二圓ナラ二圓、三圓ナラ三圓デ宜シイデハナイカ、現ニ綜合所得ヲ納メル者ニ付テモ、今度ハ扶養家族ノ控除ヲ御認メニナツタト云フヤウナ趣旨カラ言ツテモ、五人子供ガアルカラ百分ノ十八ダト云フノハ少シドウモ技巧的ニ過ギヤシナイカト思フノデスガ、是ハマア意見ニナリマスカラ御考慮ヲ願ツテ置キマス  
ソレカラ法人税ニ付キマシテ御尋ネシタイノデアリマス、今度ハ法人税ヲ現行ノ百分ノ十八ヲ百分ノ二十五ニ御上げニナツタ、私ハ極メテ妥當ダト思ヒマスケレドモ、翻ツテ考ヘテ見マスルト、抑、昭和十五年度ニ此ノ税制ノ改革ヲヤリマスル時ニ、大體原案ガ法人税ニ付テハ百分ノ一四、五即チアルト云フ意見ガ出テ、是ガ百分ノ十八ニ減ゼラレタノデアリマス、私ハ其ノ當時力ラ法人ノ課税ハ決シテ百分ノ二十五デモ高クナイスウ云フコトヲ主張シタノデアリマスガ、現在百分ノ十八ニナツテ居リマス、

ノ時分ニ勤勞所得ニ付テハ六百圓ト云フ  
ノガ議會ニ於テ七百二十圓ニ訂正ニナリ、マ  
シタガ、ソレガ原案ノ六百圓ニ還ツタ譯デ  
アリマス、税率ハ上ツテ居リマス、併シ法  
人税ニ付キマシテハ原案ニ略、還ツタヤウナ  
形デアリマスルガ、此ノ法人ノ擔稅力ト云  
モノハ今日ハ最モ大キイモノダト思フノ  
デアリマス、他ノ方ト比較致シテ、法人ノ  
税率ハ百分ノ二十五デハ低イ、斯ウ云フヤ  
ウニ考ヘルノデアリマス、ソコデ政府ノ方  
デハ、最近ニ於ケル法人ノ所得ノ増加ノ趨  
勢ト、所得稅課稅ノ對象トナル所得ノ増加  
ノ趨勢ト比較シテ、ドウ云フヤウニ御考ヘ  
ニナツテ居ルカ、此ノ點ヲ御尋ネシタイ、  
法人ノ方ハ百分ノ二十五デハマダ低イト者  
ヘマスガ、如何デアリマスカ

其ノ附加税ガ法定制限デ計算シマシテ、百分ノ六加ハルトスレバ、百分ノ二十四トナル譯デアリマス、今回ハ本税ヲ百分ノ十八カラ百分ノ二十五ニ致シマシタ、其ノ引上割合ハ三割八分餘ニ相成ツテ居リマスルカラ、御話ノ如ク税率ノ上デハ相當キツクナツテ居ルノデアリマス、尙ホ此ノ上法人ニ擔税力アリヤ否ヤト云フコトハヤハリ個人ノ分類所得税ニ於テ述ベマシタ同ジヤウニ、將來ノ財政事情ナリ、或ハ法人ノ収益力如何ト云フヤウナコトモ睨合セテ見テ参ラナケレバナラナインデアリマスルガ、唯法人ト個人ト考ヘマスル場合ニ於キマシテ、個人ノ場合ニ於キマシテハ、多クハ其ノ所得ト云フモノハ再生産ニ向フモノデナクシテ、消費方面ニ向フモノガ多イノデアリマスルガ、法人ノ方ノ所得ニアリマシテハ、配當又ハ賞與トシテ社外ニ流出シマスモノモゴザイマスケレドモ、其ノ所得ノ中ニハ再生産ニ向フモノモアリマス、之ニ餘リ重課致シマスルト、法人企業ヲ萎縮セシメテ、必要ナル生産力擴充モ出來ナイ、又一般ニ所得ノ殖エテ參ル芽ヲ摘ム、斯ウ云フ結果ニモナリマスノデ、法人税ノ増徴ハ餘程個人ノ場合ト趣キヲ變ヘテ考ヘナケレバナラナイカト思フノデアリマス、法人ノ所得ノ増加割合デアリマスルガ、豫算的ニ見マスルト、大體豫算ヲ見積ル場合ニ於キマシテハ、位ヅ増加スルコトニ相成ツテ居リマス、個人ノ方ノ所得ハ業種ニ依ツテ違ツテ居リマス、勤勞所得ノ如キモノハ、最近ノ如ク居ルノデアリマスガ、最近ハ大體毎年二割ト、大體豫算ヲ見積ル場合ニ於キマシテハ、スル場合ニ於テハ、二割程度ノ増加ヲ見込

ムコトモ出来マスルケレドモ、例へバ事業所得デアリマスレバ寧ロ企業統制其ノ他ニ依リマシテ減少ノ傾向ガ認メラマスル力ラ、來年度ノ見積ニ當リマシテハ昭和十六年ノ決定額ヲ基礎トシテ、五分程度ノ減ヲ見テ居ル、斯フ云フヤウナ狀況デアリマス、其ノ他預金、配當、公債ノ利子等ニ付テハ、ソレハ、實績ヲ基礎ニシテ或ル程度ノ増ヲ見テ居リマスガ、是ハ皆増減割合ガ違ツテ居リマスルカラ、一概ニ述ベルコトハ困難デアリマス

○河野(密)委員 臨時利得税ノ點ニ付テ御尋ネシマスガ、今度ノ臨時利得税デ以テ新タニ不動産ニ對スル讓渡利得ヲ御加ヘニナツタ點ハ、私ハ妥當デアルト思ヒマス、併シ不動産ニ對スル讓渡利得バカリデナク、是ハ更ニ一步進メテ、土地増價税ト云フヤウナモノヲ御考ヘニナルノガ妥當カト思フノデアリマスガ、其ノ點ニ付テ御考ヘヲ承リタイト思ヒマス

○松隈政府委員 土地増價税ノ問題モ、先日御質問ガアリマシテ答ヘテ置イタノデアリマスルガ、處分分致シマシタ場合ニ於テ、取得價格ト處分價格トノ差ヲ出スコトハ比較的容易デアリマスルケレドモ、處分ヲ致サナイデ持ツテ居リマスル場合ニ、増價額ト申シマスカ評價益ト申シマスカ、サウ云フヤウナモノヲ計算致シマスルコトハ、課稅技術上甚グ困難デアリマスルノミナラズ、何時ノ時期ヲ押ヘテ評價益ヲ取ルカ、毎年取ルノデアルカ、或ハ五年目トカ三年目ニ取ルノデアルカト云ツタヤウナ問題モケレドモ、提案スル所マデハマダ到達シテ居ラヌ、斯ウ云フ譯デアリマス

○河野(密)委員 次ニ租稅ノ臨時措置ニ付  
テ御尋ネ致シマスガ、租稅ノ臨時措置ノ中  
ニ大變細カイコトガ澤山決メラレテ居リマ  
ス、此ノ臨時措置ノ中デ御尋ネシタイト思  
ヒマスノハ、第一ガ法人等ノ寄附金ニシテ  
一定限度ヲ超ユルモノハ國防獻金、恤兵金  
ヲ除キ、課稅標準ノ計算上之ヲ損金ニ算入  
セザルコト、斯ウ云フコトニナツテ居リマ  
スガ、法人等ノ寄附金額ハドノ位ニナツテ  
居ルノデアリマスカ、之ヲ一定限度以上ヲ  
超ユルモノト云フコトニシテ、命令案要綱  
ニモハツキリ決マツテ居リマセヌガ、ドノ  
程度ノモノヲ一定限度トナサレルノデアリ  
マスカ、ソレニ依ツテ稅收見込額ハドノ位  
ニナル御考ヘデアリマセウカ、此ノ點ヲ承  
リタイノデアリマス

○松隈政府委員 法人ノ寄附金デアリマス  
ルガ、最近一箇年ニ於キマスル會社ノ總寄  
附金額ノ中、今後命令ヲ以テ除カウト考ヘ  
テ居リマスル國防獻金及ビ恤兵金ヲ除キマ  
スルト、約一億餘万圓ト見テ居ルノデアリマ  
ス、ソレハ更ニ內譯ヲ申シテ見マスルト、  
寄附金總額ガ約一億五千五百万圓程デアリ  
マス、其ノ中軍ニ對シマスルモノガ約四千  
六百万圓程度デアリマス、ソレカラ從來寄  
附デアリマシテモ、否認シテ損金タルヲ認  
メナカツタモノガ約八百万圓程ゴザイマスル  
ノデ、是等ヲ除イテ見マスルト、約一億圓  
ニ相成ル譯デアリマス、今回ハ法人ノナシ  
マシタ寄附金ヲ損金トシテ是認致シマスル  
範圍ヲ、大體所得ノ一定割合ニ抑ヘタイ、  
法人デアリマスレバ、或ル程度利益ガアリ  
マスレバ、世間ノ交際トデモ申シマセウカレ  
寄附ヲスルト云フコトモ經費的ニ見ナケレ

割合デ抑ヘヨウトシタノデアリマス、ソコ  
デ其ノ割合ヲ命令ヲ以テ定メルノデアリマ  
スガ、御手許ニ配リマシタ命令案要綱ニ於  
キマシテハ「法人ノ爲シタル寄附金（國防獻金  
及恤兵金ヲ除ク）ニシテ當該事業年度ノ所得  
金額ニ百分ノ二・五程度ヲ乗ジテ算出シタル  
金額」、斯ウ一應出テ居リマス、是ハ今モ御  
話致シマシタ最近一箇年ニ於キマスル會社  
ノ寄附金ヲ一億圓ト抑ヘマシテ、ソレカラ  
會社ノ同ジ期間ニ於ケル大體ノ稅込ミノ所  
得ノ總額ヲ四十三億圓ト見タノデアリマス、  
四十三億圓ニ對シテ一億圓ハ百分ノ二・三  
ニナリマスカラ、大體最近一箇年程度ノ寄  
附デアリマシテ、從來是認シナカツタモノ、  
ソレカラ軍ニ對シマスルモノヲ除外シテ、  
其ノ程度ハ損金ニ認メテ參ラウ、是デアレ  
バ無理ト云フヤウナコトハナイ、斯ウ云フ  
風ニ平均デ抑ヘタノデアリマス、其ノ場合  
ニ於キマシテ、尙ホ利益ガ少クテモ、ヤハ  
リ或ル程度ノ寄附ト云フヤウナモノモ持込  
マレマスシ致シマスカラ、資本金トモ對照  
シテ、制限ヲ置ク必要ガアルノデハナイカ  
ト云フノデ、命令案要綱ニハ資本金額ニ年千  
分ノ一乃至三程度ヲ乘ジテ算出シタル金額  
ト、先程申シマシタ所得金額ニ百分ノ一・五  
ヲ乗ジタル金額トヲ加ヘテニデ割ツテ出  
ス、斯ウ云フ風ニ書イテアリマス、其ノ資  
本金額ノ標準ヲ持ツテ參リマシタノハ、先  
程御話シマシタヤウニ所得ノ百分ノ一・五程  
度ハ損金タルコトヲ是認シタイト云フノデ  
アリマス、是ハ資本ノ方ヲ標準ニ取ルト何  
率ニ廻ルカト云フコトハ、大體會社ノ利益  
利益ノ割合デ見テ居ルノデアリマスガ、一

コデ自己資本ニ對シマスル一割二分ノ利益ニ對シテ、ソレノ百分ノ一・五ト云フモノヲ掛ケマスルト、自己資本ニ對シテハ千分ノ三ト出ルノデゴザイマス、デアルカラ普通ニ儲ケテ居リマスル法人デアリマスレバ、所得ノ百分ノ一・五ト押ヘテモ、自己資本ニ對スル千分ノ三ト押ヘテモ結果ハ同ジナノデアリマス、同ジモノデアリマスカラ、加ヘテニ「デ割ツテモ同ジニナル、併シ資本金ノ方カラ申シマスト、資本ガ非常ニ大キイ會社ガ最近殖エテ參リマシタ、此ノ資本ガ大キクナツタニ比シテ必ズシモ利益ハ殖エテ居リマセヌカラ、資本標準ヲ取りマシタ際ニ千分ノ三ノ一本デ押ヘルト云フコトニナルト資本ノ非常ニ大キナモノガ寄附ヲ餘計出しシ得ル、斯ウ云フヤウナコトニナリマシテ多少權衡上考慮ヲ要シマスノデ、資本ノ方ノ標準ハ平均テ言ハベ千分ノ三ニナルノデアリマスケレドモ、小サイモノニ付テハ千分ノ三トシテ平均ヲ取り、大キクナルニ從ツテ少シ下ゲテ一・五乃至ハ二ト云ツタヤウナ段階ヲ作りタイト思ヒマシテ、命令案ニ千分ノ二乃至三ト、斯ウシタ譯デアリマス

シタモノト、斯ウ云フコトニナツテ居リマスガ、七割程度ト云フノハ如何カト思ヒマスガ、此ノ點ニ付テドウ御考ヘニナリマスルカ、更ニ此ノ減免率ヲ色々ノ標準ヲ立て御決メニナツテ居ルヤウデアリマスガ、是ハモウ少シ率ヲ大キク出来ナイモノカドウカト云フコトヲ考ヘルノデアリマスガ、大藏當局ハ如何デゴザイマスカ

○松隈政府委員 產業再編成ノ場合ニ於キマスル所得稅、營業稅等ノ減免ニ當リマシテ、營業ノ大部分ヲ廢止シタル個人ト申シマスノハ、命令案要綱トシテ御示シ致シマシタ通り、「決定ニ係ル營業所得金額又ハ純益金額ヲ基トシテ其ノ七割程度以上ニ相當スル部分ヲ廢止シタル個人」ト致シマシタコトハ、營業ノ所得ガ相當多イモノガ、時局ニ依リマシテ企業ノ合同整理ヲ致シマシタ結果、轉廢業ニナツタト云フ場合ニ於テハ、納稅上相當ノ苦痛ヲ感ズルノデアリマスガ、營業ノ所得ガ割合ニ少ク、ホンノ一部分シカナイト云フヤウチモノガ營業ノ方で轉廢業ヲ致シマシテモ、他ノ方ノ所得カラ納稅スル資力ハ相當ニアマル譯デアリマスノデ、今回轉廢業ヲ致シマシタ場合ニ、所得稅營業稅ヲ免除致シマスルモノト致シマシテハ、大部分ノ營業ヲ廢止シタモノ、斯ウ云フコトニスルノガ適當ト認メタ次第アリマス、其ノ場合ニ於テ其ノ大部分ト云フコトノ認定トシテハ、七割ガ宜イカ八割ガ宜イカト云フコトハ、見方ニ依レバ一種ノ腰ダメデアリマス、稅ノ方ノ扱ヒカラ致シマスト、從來大部分ト云フ時ニヘ、**大體**ニ於テ七割下云フコトガ内規的標準ト言ツテモ宜イ位ニ相成ツテ居ルヤウチ次第アリマス、例ヘバ災

害免租ノ時ニ、收穫皆無ト認定スルノハ七割  
ウナ時ニハ、收穫皆無ト認定スルノハ七割  
程度以上穫レナクナツテシマヘバ、二割ヤ  
三割穫レテモ收穫皆無ダ、斯ウシテ免租シ  
是ハ從來カラノ稅務ノ慣例的取扱ダト御諒  
承ヲ願ヒタイノデアリマス  
ソレカラ所得稅、營業稅ヲ減免シマスル程  
度ハ法律ニ明示シテアル通リデアリマス、  
之ヲモウ少シ多ク出來ナイカト云フコトデ  
アリマスガ、吾々ノ方カラ考ヘマスト、理  
論的ニハ免除スルト云フ理窟ガ一應出テ來  
ナイノデアリマシテ、十五年ノ稅制改正ニ  
依リマシテ、從來ノ實績課稅ト豫算課稅ト  
ヲ併用シテ居リ、マシタノヲ改メマシテ、最  
初ニ營業ヲ始メタ年ニハ課稅シナイデ置ク、  
其ノ代リニ翌年ニナツテ廢業シテモ前年ノ  
實績デ課稅スル、斯ウ云フ建前ニナツテ居  
ルノデアリマスカラ、稅ノ理論ヲ貫ケバ減  
免ナシニ課稅シテモ宜イノデアリマス、併  
シ今日一方ニ於テ產業ノ再編成ト云フコト  
ガ必要デアリマス、一方ヤハリ何ト言ツテ  
モ心掛ノ善イ人バカリ居ル譯デハナクシテ、  
現ニ營業ヲヤツテ居ラナイトスレバ、前年  
ノ實績デ課稅シタ場合ニ於テハ、ヤハリ納  
稅上困難ヲ感ズル、斯ウ云フモノモアリマ  
スノデ、稅ノ理論ニ囚ハレズ、一方產業政  
策カラ、企業合同ノ促進ニ資スルト云フ點  
ニモ考慮ヲ拂ヒマシテ、マア此ノ程度ト云  
フヤウナコトデ決メタ率ナノデアリマスカ  
ラ、其ノ邊一つ十分ニ御諒承ヲ願ヒタイト  
思ヒマス

云フ大部分ノ營業ヲ廢止シタルモノナリヤ  
否ヤト云フヤウナコトコソ、審査委員會ノ  
如キモノヲ御設ケニナルコトガ極メテ必要  
デハナイカト思フノデアリマス、是ハ或ハ  
所得稅調查委員等デオヤリニナルノカトモ  
思ヒマスガ、御考慮ヲ願ツテ置キタイト思  
ヒマス

尙ホ尋ネタイコトモアリマスガ時間ガア  
リマセヌカラ簡單ニ致シマス、日滿二重課  
稅防止ト云フコトガアリマス、日滿二重課  
稅防止ニ關スル制度ヲ設ケルト云フノデス  
ガ、極ク簡單ナ法律案ガ出テ居ルダケデア  
リマシテ、內容ハ一ツモ分ツテ居リマセヌ、  
日滿二重課稅防止ト云フノハドウ云フ方法  
デオヤリニナルノデアルカ、其ノ內容ヲ御  
示シ願ヒタイト思ヒマス

○松隈政府委員 今回提案致シマシタ日滿  
二重課稅防止ニ關シマスル法律案ハ極メテ  
簡單デアリマス、日滿兩國ノ間ニ二重課稅  
防止ニ付テ必要ナル措置ヲ取り得ルト云フ  
旨ヲ明カニシタノデアリマス、是ハ滿洲國  
ニ於キマスル租稅ノ新設増徵等、租稅制度  
ノ發展トモ對應シテ考ヘルベキ問題デアリ  
マス、隨ヒマシテ法律テ釘付ケニスルヨリモ、  
寧ロ法律ニ根據ヲ置イタ勅令ニ依ツテ機宜  
ノ宜シキヲ得ル方ガ適當ト思ツタ次第デア  
リマス、從來滿洲國ニ於キマスル稅制ハ比  
較的完備シテ居リマセヌデシタカラ、此ノ  
コトハ餘り問題ニナラナカツタノデアリマ  
スルガ、我ガ國ニ於キマスル租稅モ相當重  
クナリマシタシ、一方滿洲國ニ於キマシテ  
モ段々ニ各種ノ稅制ガ完備シテ參リマシテ  
此ノ法律案ヲ提案致シタヤウナ次第デアリ

マス、大體ノ考へ方ヲ申上ゲて見マスト、  
日本側ニ於テ考慮ヲシタイト思ツテ居リマ  
スル租税ハ、分類所得税、ソレカラ法人税、  
是ハ所得ニ對スル分デアリマス、ソレカラ  
法人ノ臨時利得税、滿洲側ニ於テ考慮ヲ求  
メテ居リマスル税金トシテハ、滿洲國ノ勤  
勞所得税、事業所得税、資本所得税、法人  
所得税ノヤウナモノデアリマス、ソレカラ  
考ヘノ極ク大體ヲ申シマスト、只今申上ゲ  
マシタヤウナ兩國ノ諸税ニ付キマシテ、綜  
合主義ノ下ニ原則トシテ所得又ハ利益ノ發  
生地ニ於テ、優先的ニ課税スルト云フ考ヘ  
デアリマス、但シ人的色彩ガ特ニ濃厚デア  
ル綜合累進課税、例ヘバ綜合所得税デアル  
トカ、臨時利得税ノヤウナモノ、法人ノ場  
合デアリマスレバ、本店又ハ主タル事務所  
ノ所在地ニ當ル譯デアリマス、此ノ大方針  
ノ下ニ目下兩國ノ間ニ話合ヒ中デアリマス  
ノデ、何レ話合ヒガ出來マシタナラバ勅令  
ヲ出シテ、更ニ必要ニ應ジテ其ノ勅令ノ施  
行省令ノヤウナモノヲ出ス場合ガアルト思  
ヒマス

税率ト比較致シマシテ、滿洲國ノ税率ガ低  
イ場合ニ於テハ、日本ノ税率トノ差額ダケ  
ハ尙ホ日本デモ課税シテモ宜シイト考ヘマ  
ス

○勝委員長 ソレデハ午後ハ委員室ノ都合  
デ出来マセヌカラ、月曜日ノ午前十時カラ  
閑會スルコトトシテ本日ハ是デ散會致シマ  
ス

午後零時四十分散會

昭和十七年一月三十一日印刷

昭和十七年二月一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局